

西和賀町地域防災計画

【本編】

西和賀町防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	防災関係機関等の責務及び業務の大綱	4
第3節	西和賀町の概要	11
第4節	既往災害	13
第5節	被害の想定	17

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及	19
第2節	地域防災活動の活性化	22
第3節	防災訓練の実施	24
第4節	情報通信体制の整備	25
第5節	避難体制の整備	26
第6節	災害医療体制の整備	31
第7節	要配慮者の安全確保	32
第8節	食料・生活必需品等の確保	35
第9節	孤立化対策	38
第10節	防災体制の整備	40
第11節	建築物等の安全確保	41
第12節	交通施設の安全確保	43
第13節	ライフライン施設等の安全確保	45
第14節	危険物施設等の安全確保	46
第15節	風水害予防対策	48
第16節	雪害予防対策	51
第17節	土砂災害予防対策	54
第18節	火災予防対策	55
第19節	林野火災予防対策	58
第20節	農業災害予防対策	59
第21節	防災ボランティアの育成	60
第22節	事業継続対策	61

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	63
第2節	気象予報・警報等の伝達	73
第3節	通信情報体制	78
第4節	情報の収集・伝達	80
第5節	広報広聴	84
第6節	交通確保・輸送	86
第7節	災害警備活動	90
第8節	消防活動	91
第9節	水防活動	94
第10節	応援協力	95

第11節	自衛隊の災害派遣要請	98
第12節	防災ボランティア活動	102
第13節	災害救助法の適用	104
第14節	避難・救出	106
第15節	医療・保健	121
第16節	食料、生活必需品等の供給	125
第17節	給水	127
第18節	応急仮設住宅の建設及び応急修理等	129
第19節	感染症の予防	132
第20節	廃棄物処理・障害物除去	135
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬	139
第22節	応急対策要員の確保	141
第23節	文教対策	143
第24節	農畜産物応急対策	146
第25節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策	149
第26節	ライフライン施設応急対策	151
第27節	危険物施設等応急対策	156
第28節	林野火災応急対策	158
第29節	防災ヘリコプター等の活用	162
第30節	竜巻対策	164
第31節	雪害対策	166
第32節	火山噴火対策	167
第33節	交通災害対策	169
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	公共施設等の災害復旧計画	171
第2節	生活の安定確保	174
第3節	復興計画の策定	179

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西和賀町防災会議が策定する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定することにより、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の適用

本計画が適用する災害は、災害対策基本法第2条に定義される災害とし、本編は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流その他異常な現象、火事、事故等に適用する。

3 西和賀町防災会議

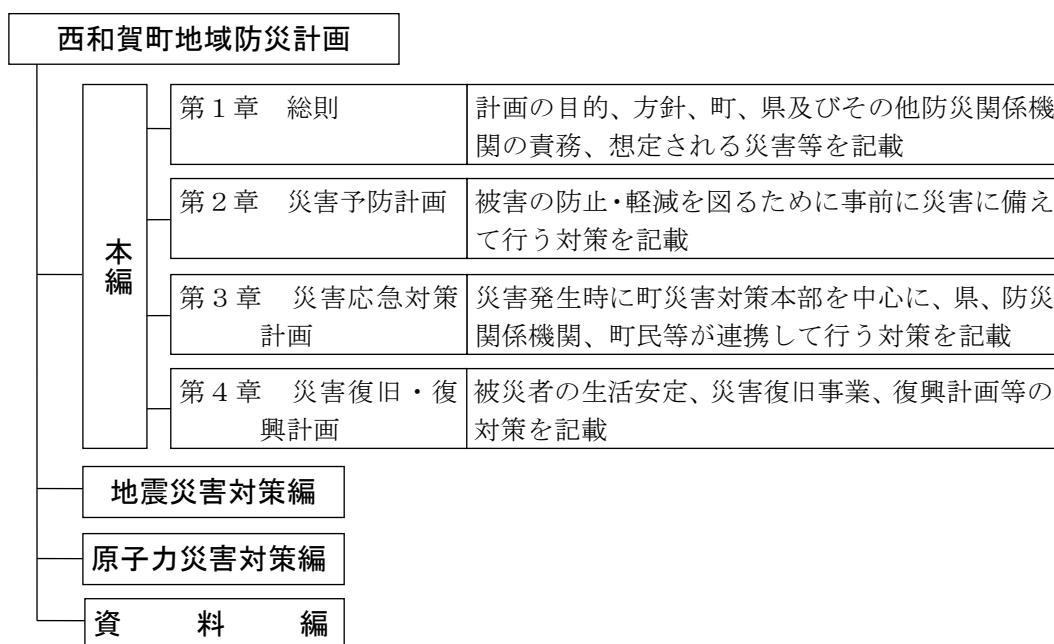
西和賀町防災会議は、町長を会長とし、西和賀町防災会議条例第3条に規定する委員をもって組織する。

西和賀町防災会議の事務は、次のとおりである。

- (1) 西和賀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正する。

防災会議委員は、防災会議が指定する期日までに、修正案を防災会議に提出する。

なお、軽微な修正については、防災会議事務局で修正し、次の防災会議で報告する。

6 計画の方針

本計画の方針を次のように定める。

(1) 減災の視点

地震や豪雨等の自然現象を防ぐことは困難であるが、あらかじめ被害の発生を予想してその被害を最小化することは可能である。この「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

町、住民、自主防災組織等は、それぞれ、日ごろから建物の耐震化や不燃化、物資等の備蓄、事前避難等の体制を整備するなど、「減災」の取組を行うものとする。

(2) 地域の助け合い

大規模災害の発生に際しては、行政だけで対応することは困難である。そのため、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの地域は地域のみんで守る」との考えによる「自助」・「共助」と、行政が行う「公助」との連携で防災対策を推進する。

特に、本町では、各地区において人と人とのつながりが残されており、地域の助け合いにより、救助、避難支援、避難生活を行う体制を構築する。

(3) 要配慮者の支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者^{※1}への支援が必要になる。避難に際しては、自力で避難が困難な避難行動要支援者^{※2}に対しては、安否を確認し、避難の手助けが必要となる。

特に、本町においては、人口に占める高齢者の割合が高いため、避難行動や避難生活において様々な支援が必要となる。そのため、町、関係機関・団体、地域の助け合いによる支援体制を整備する。

※1 要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、特に配慮を要する者

※2 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

(4) 男女共同参画の視点

過去の大規模災害では、避難生活における女性に必要な物資の提供、女性や子育てに配慮した避難所生活、妊産婦への配慮等の重要性が認識されている。

そこで、男女共同参画の視点から、平常時には自主防災組織や防災計画等の立案・審議に女性の参画を求めるとともに、災害時には性別によるニーズの違い等、避難所運営における女性の参画の拡大や男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点に配慮した防災対策を進める。

(5) 山間地、豪雪地帯における防災対策

本町は、四方を山に囲まれ、豪雪地帯にもなっており、土砂災害や雪崩等による交通の途絶により孤立が想定される。そのため、各地区での備蓄促進や孤立時の支援体制を構築することが重要となる。さらに、温泉等への観光客が帰宅できないことも想定した安全対策も必要である。

そのため、帰宅困難者を含めて孤立に備えた体制を構築する。

第2節 防災関係機関等の責務及び業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民等

町民は、法令及び県地域防災計画並びに本計画により、防災上の責務とされている事項について、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

(1) 町、行政組合、県

機関名	業務大綱
町	(1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
北上地区消防組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の整備に関すること。 (2) 防災のための調査に関すること。 (3) 防災教育訓練に関すること。 (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。 (6) 消防団との連絡調整に関すること。 (7) 災害対策本部の消防業務の分担に関すること。 (8) その他災害対策に関すること。
西和賀町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消火、救助、水防に関すること。 (2) 防災知識の啓発、普及に関すること。 (3) 情報の収集、伝達に関すること。 (4) 避難情報の伝達、避難誘導等に関すること。 (5) その他、災害対策の協力に関すること。
北上地区広域行政組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) し尿の処理に関すること。
岩手中部広域行政組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物の処理に関すること。
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 市町村その他防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

(2) 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 〔仙台空港事務所〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。

仙台管区気象台 [盛岡地方気象台]	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関する事 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関する事 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関する事 (4) Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関する事 (5) 非常通信協議会の指導育成に関する事
東北地方整備局 [北上川ダム統合管理事務所]	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関する事 (3) 水防活動の指導に関する事 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関する事 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関する事 (7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事 (8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事 (9) 災害対策支援に係る調整に関する事
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関する事 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関する事
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事

東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。
---------	--

(3) 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

(4) 指定公共機関

機関名	業務大綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運（株）盛岡支店 北東北福山通運（株）盛岡支店 佐川急便（株）岩手支店 ヤマト運輸（株）岩手主管支店 岩手西濃運輸（株）	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク（株）	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。

岩手支社	(3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便（株）盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画毎の支援に関すること。

(5) 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(6) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務大綱
西和賀土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関する事 (2) たん水の防排除に関する事。
西和賀町社会福祉協議会	(1) 生活福祉資金の貸付に関する事。 (2) ボランティアセンターの設置運営に関する事。 (3) 要配慮者の支援に関する事。
花巻農業協同組合 西和賀町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (2) 農林業関係に係る町及び県が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事。 (3) 被災組合員に対する融資及び融資のあっせんに関する事。 (4) 被災組合員に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関する事。
岩手県石油商業協同組合北 上地区支部	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関する事。
西和賀商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事。
にしわが建設会	(1) 水防、緊急輸送、救助・救出、がれきの処理についての協力に関する事。 (2) 重機等資機材確保についての協力に関する事。 (3) 給水活動に対する協力に関する事。
西和賀町上下水道災害安全 協力会	(1) 給水機能の回復等に関する事。
西和賀町建築災害安全協力 会	(1) 建築施設の応急復旧等に関する事。
病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関する事。
危険物施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。

第3節 西和賀町の概要

1 位置

本町は、岩手県と秋田県の県境に位置し、東は北上市、南は奥州市、西は横手市、北は雫石町に接している。本町の位置は、次のとおりである。

〈本町の位置〉

位 置	緯 度	経 度
湯 田 庁 舎	39° 19′ 04″	140° 46′ 45″
沢 内 庁 舎	39° 26′ 04″	140° 45′ 00″
北 端	39° 36′ 15″	140° 46′ 55″
南 端	39° 09′ 54″	140° 49′ 59″
西 端	39° 23′ 28″	140° 39′ 11″
東 端	39° 17′ 04″	140° 53′ 51″

2 地勢

本町の総面積は590.74km²で、南北約50km、東西約20kmの広がりがある。町域全体が奥羽山脈に囲まれた急峻な地形にあり、北上川の支流である和賀川に沿った盆地に町が形成されている。

本町の87%は山林で農耕地は4%となっている。

〈地目別土地利用面積〉

単位：ha

総面積	田	畑	宅地	池沼	牧野	山林	原野	雑種地
59,074	1,804	523	244	5	169	51,237	1,331	343

西和賀町の統計（令和4年9月）

3 気候

本町は、日本海型気候に属し、年平均気温は約9℃と冷涼である。年間降水量は約2,100mm、冬季の積雪は2mに達することも多く、特別豪雪地帯に指定されている。

4 人口

本町の人口は、昭和30年代の2万人弱をピークに減少傾向にあり、令和4年3月31日現在、人口は5,163人、世帯数は2,251世帯である。65歳以上の高齢化率は、51.1%となっている。

〈人口の推移〉

年	世帯数	人 口			一世帯あたり人口
		総数	男	女	
平成 25 年	2,429	6,533	3,052	3,481	2.7
平成 26 年	2,397	6,361	2,971	3,390	2.7
平成 27 年	2,379	6,224	2,909	3,315	2.6
平成 28 年	2,360	6,076	2,843	3,233	2.6
平成 29 年	2,342	5,922	2,784	3,138	2.5
平成 30 年	2,319	5,778	2,699	3,079	2.5
平成 31 年	2,296	5,621	2,618	3,003	2.4
令和 2 年	2,279	5,468	2,559	2,909	2.4
令和 3 年	2,270	5,333	2,488	2,845	2.3
令和 4 年	2,251	5,163	2,429	2,734	2.3

西和賀町の統計（令和 4 年 9 月）

5 交通

鉄道は、J R 北上線が町南部を東西に通り、ゆだ錦秋湖、ほっとゆだ、ゆだ高原の 3 駅が設置されている。

道路は、J R に並行して秋田自動車道と国道 107 号が東西に走り、また、南北へは主要地方道盛岡横手線（県道 1 号線）が湯田地区から沢内地内を通り雫石町に至っている。

第4節 既往災害

本町では過去に水害、雪害等の自然災害が発生している。そのほか、過去には大規模な火災も発生している。

1 自然災害

本町で発生した自然災害の概況は、次のとおりである。

〈自然災害の履歴〉

年月日	災害種別	被害状況等
明治21年	雪崩	(湯田地区) 雪崩のため無地内で9人死亡
大正12年	雪害	(湯田地区) 大雪により山室橋が落下(架けてから10年)
大正15年	干害	(湯田地区) 春から6月まで日照りが続き、6月末から秋まで雨が降り続き多大な被害(農作物、家屋浸水、洪水等)が出た。 農作物 平年の2割減 和賀川増水 16尺以上 川尻橋流失 20間
昭和30年 6月25日	水害	(沢内地区) 猿橋で365mmに及ぶ記録的豪雨により八年橋・松川橋が流失し村内ほとんどの橋梁が被害を受けた。また、水田の被害は埋没や流出も含め637haに及んだ。死者も1人発生した。 土木関係被害 125箇所 219,570千円 農業関係被害 107,500千円 被害総額 330,000千円 (湯田地区) 24日午前1時より豪雨となり、25日午前8時に50mm、午後5時には150mmを記録し多くの被害をもたらした。 死者1名、全壊家屋2戸、床下浸水45戸、半壊家屋25戸、床上浸水47戸、田・畑浸水・流失、埋没160ha、河川護岸・道路決壊・橋梁流失131ヶ所。 農業関係被害 15,647千円 林業関係被害 2,315千円 土木関係被害 33,200千円 被害総額 75,373千円
昭和32年 8月28日	水害	(沢内地区) 146mmに及ぶ集中豪雨により、松川護岸が決壊し死者が出た。死者1名
昭和32年 12月13日	風害	(湯田地区) 午後2時30分より約10時間にわたり、平均風速20~24m、最大30mを記録、立木の倒伏、家屋にも被害を受ける。
昭和33年 6月	干害	(沢内地区) 約30haに及んで水稲枯死又は枯死寸前の状態になる。 被害額14,000千円
昭和36年 2月15日	雪崩	(湯田地区) 県道湯川線に表層雪崩が発生、通行中の1名が死亡、負傷1名を出す。

昭和36年 9月16日	風水害 (第二室戸台風)	(沢内地区) 瞬間風速20m以上の突風により水稲被害10,000千円 (湯田地区) 瞬間風速20m以上の突風が吹き荒れ、十数件の家屋被害、米の減収約1割。
昭和38年 3月5日	雪崩	(湯田地区) 川尻営林署、南本内川事業所宿舎が表層雪崩のため倒壊し、署員17名のうち5名が死亡し、5名が負傷した。
昭和40年 2~4月	豪雪	(沢内地区) 最高積雪量3.4mに及ぶ雪害で、5月になっても積雪量が1m、農業被害が拡大。 被害総額150,000千円 (湯田地区) 39年11月22日から根雪となり、積雪量が過去最高の2.83mを記録し、農業被害が拡大。 推定被害総額約276,346千円
昭和40年 7月14~15日	水害	(沢内地区) 新町観測所で187mmに及ぶ集中豪雨を記録し、中小河川が氾濫、「野口橋」が決壊するなど道路・橋梁被害30ヶ所、農業施設97ヶ所、農地や家屋にも甚大な被害。 土木関係被害 59,766千円 農林関係被害 64,902千円 被害総額 145,858千円 (湯田地区) 14日の1日雨量115.5mm、15日76.9mm、時間最高雨量27mm(15日)を記録した。山間部の小河川が氾濫した他、湯本地区高台の池・沼の氾濫による温泉街中心家屋の床上床下浸水、山腹の崩壊による家屋の倒壊等の被害をもたらした。 重傷者2名、家屋全壊1戸、半壊1戸、床上浸水4戸、床下浸水56戸、田の流失冠水136ha 農業関係被害 68,750千円 土木関係被害 11,720千円 被害総額 86,660千円
昭和40年 7月14~15日	水害	橋梁流失 3 3,800千円 農業用施設 45 11,560千円 林道被害 4 1,420千円 治山施設 32,810千円
昭和45年 1月31日	風雪害 (1月低気圧)	(沢内地区) 住家全壊 3世帯 一部破損 7世帯 非住家半壊 1 一部破損 3 被害総額 6,230千円
昭和47年 7月7日	集中豪雨	(沢内地区) 貝沢・若畑で280mmの雨量を記録し、谷地川等の氾濫による冠水被害。冠水被害63ha
昭和49年	豪雪	(湯田地区) 最深積雪量3.68mを記録し、自衛隊の協力により除雪作業を行う。
昭和50年 7月11日	水害	(沢内地区) 貝沢・若畑で125.5mmの雨量を記録し、村内の河川が氾濫し、村北を中心に床上浸水7戸、床下浸水37戸、用水路等の決壊41ヶ所、稲作等の冠水227haの被害。 土木関係被害 15ヶ所 157,375千円 農林関係被害 54,050千円 被害総額 315,625千円

<p>昭和54年 8月4日</p>	<p>水 害</p>	<p>(沢内地区) 集中豪雨で207.4mmを記録。 家屋浸水20戸、農作物被害120.4ha、農業施設29ヶ所、河川38ヶ所が被害に見舞われる。 被害総額 550,985千円 (湯田地区) 集中豪雨で159mmを記録し、河川が氾濫し、住宅及び水田に被害をもたらす。 床上浸水1戸、床下浸水8戸、水田冠水8.7ha、農業用施設27ヶ所、町道決壊13ヶ所。 被害総額 53,650千円</p>
<p>昭和56年 8月23日</p>	<p>風水害 (台風15号)</p>	<p>(沢内地区) 台風15号が直撃し、強風による被害拡大。 水稻被害 742 ha 360,000千円 野菜 54,000千円 花卉 11,000千円 被害総額 444,700千円 (湯田地区) 強風による被害拡大。 水稻被害 15,000千円 野菜 10,000千円 その他 20,000千円 被害総額 45,000千円</p>
<p>昭和57年 9月12日</p>	<p>風水害 (台風18号)</p>	<p>(沢内地区) 貝沢で110mmの雨量、中小河川の護岸が決壊。 河川17ヶ所、水稻倒伏7ha。 被害総額 91,850千円</p>
<p>昭和59年</p>	<p>豪 雪</p>	<p>(沢内地区) 最高積雪2.91mを記録。 農業用施設等被害額 27,000千円</p>
<p>昭和59年 9月1日</p>	<p>水 害</p>	<p>(沢内地区) 雨量が158mmに達し、小荒沢川、本内川が氾濫し、住居、水田に被害。床下浸水15棟。 河川被害 25ヶ所 88,000千円 林道被害 6ヶ所 70,000千円 農業用施設 10ヶ所 50,000千円 被害総額 212,000千円 (湯田地区) 184mmの雨量となり、河川、林道及び農業用施設等に被害を受ける。</p>
<p>昭和62年 8月17日</p>	<p>水 害</p>	<p>(沢内地区) 190mmの集中豪雨で、小荒沢川が氾濫。床下浸水5棟、農作物16ha、農業用施設14ヶ所、河川6ヶ所等 被害総額 70,000千円 (湯田地区) 総雨量202mm(8/16日23時～8/17日22時)に及ぶ豪雨で山崩れが発生し3戸に避難命令が発令されるなど公共土木、農作物等に被害をもたらした。 公共土木 18ヶ所 48,632千円 農業用施設 45ヶ所 79,600千円 林業用施設 18ヶ所 25,100千円 被害総額 175,000千円</p>

平成 10 年 6 月 25～27 日	水 害	(沢内地区) 総雨量が 206mm に達し、新山橋が落橋、床下浸水 1 棟、農林施設 11 箇所、農作物にも大きな被害。 被害総額 1,100,000 千円
平成 13 年 8 月 1 日	集中豪雨	(湯田地区) 過去最高の記録的豪雨、24 時間雨量が 274mm、湯川地区、新田郷地区で 8 世帯自主避難、湯川温水プール水没。 国道 2 ヶ所、県道 3 ヶ所、町道 12 ヶ所、林道 63 ヶ所、床下浸水 24 棟、河川 22 ヶ所、農地 43 ヶ所、農道 7 ヶ所、水路崩壊 29 ヶ所。 被害総額 556,250 千円
平成 14 年 8 月 1～2 日	水 害	(湯田地区) 総雨量 176mm、下水道工事の作業員が増水した川に巻き込まれ死亡。床下浸水 1 棟、町道路肩 2 箇所崩落。
平成 16 年 7 月 20 日	水 害	(沢内地区) 総雨量 213 mm、太田で県道が冠水し、河川の護岸決壊や土砂崩れが多発し大きな被害。 床下浸水 7 棟、河川被害 40 ヶ所、道路関係 14 ヶ所。 被害総額 445,000 千円
平成 23 年 6 月 24 日	水 害	大雨により災害対策本部を設置した。 河川の氾濫により 1 名が孤立した。建物の被害は、住家の床上浸水 2 棟、一部破損 1 棟、床下浸水 10 棟、非住家全壊 1 棟、浸水 12 棟。その他、若畑公民館、農家高齢者創作館の床下浸水、町道の路肩崩壊、橋梁の傾き、山腹崩壊等が発生した。
平成 27 年 3 月 29 日	土砂災害	杉名畑地区の国道 107 号沿いの斜面が山頂付近から崩壊し、長期にわたって全面通行止めとなった。崩落土量は約 1,500 m ³ と推定された。
令和 3 年 5 月 1 日	土砂災害 (地すべり)	西和賀町大石地区の国道 107 号で法面(山側)異常が確認され、道の駅「錦秋湖」付近からゆだ錦秋湖停車場線交差点区間が長期にわたって全面通行止めとなった。

2 人為的災害

本町で発生した人為的災害は火災である。

〈人為的災害の履歴〉

年月日	災害種別	被 害 状 況 等
明治 21 年	火 災	(湯田地区) 湯本大火 18 軒 48 棟焼失
明治 25 年	火 災	(湯田地区) 湯本大火 全滅に近い大被害
昭和 38 年 12 月 8 日	火 災	(湯田地区) 土火鉱業所住宅火災 焼失棟 5 棟 焼失延面積 243.5 坪 罹災世帯 19 世帯 罹災者数 84 名 死亡 2 名 被害額 15,000 千円

第5節 被害の想定

1 風水害

(1) 河川の氾濫

県は、水防法に基づき想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し公表している。

また、発生頻度の高い洪水として計画規模降雨（河川整備において基本となる降雨）による洪水浸水想定区域も公表している。

町は、指定・公表された洪水浸水想定区域に基づき、防災マップを作成しており、これを計画の前提とする。

〈浸水想定の降雨量〉

河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨
和賀川及び横川	282mm/48h	549mm/48h

また、近年、台風や梅雨前線等の影響により短時間に猛烈な雨が降る豪雨が増加しており、これらにより、中小河川の出水等も想定する。

なお、風水害の事態は、昭和62年8月17日の豪雨による被害と同程度を想定災害と位置づける。

(2) 竜巻・突風

近年、全国で竜巻等の激しい突風により局地的な被害が発生しており、これも想定災害として位置づける。

2 土砂災害

本町には、県により土石流危険渓流が98渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が84箇所、地すべり危険箇所が18箇所、計200箇所の土砂災害危険箇所が指定されている。

また、そのうち、土砂災害警戒区域等として土石流が99箇所、急傾斜地の崩壊が79箇所、地すべりが14箇所指定されている。

これらの指定箇所での土砂災害を想定する。

〈土砂災害危険箇所等〉

土石流危険渓流（H12調査）	I	II	準ずる	合計
	27	43	28	98
急傾斜地崩壊危険箇所（H12調査）	I	II	III	合計
	34	50	0	84
地すべり危険箇所（H9調査）	18			

〈土砂災害警戒区域等〉

	土石流	地すべり	急傾斜の崩壊	合計
土砂災害警戒区域	99	14	79	192
土砂災害特別警戒区域	91	0	79	170

令和2年2月14日時点

3 雪害

豪雪や雪崩等により車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、道路が途絶し、集落が孤立する事態を想定する。

4 火山災害

本町域には、噴石、火砕流等により避難が必要とする火山は存在しない。

しかし、本町の北には、常時観測火山の秋田焼山、秋田駒ヶ岳、岩手山、南には栗駒山があり、風向きによっては降灰の被害が発生することを想定する。

5 事故災害

(1) 危険物事故災害

危険物施設からの危険物、油等の漏出、火災、爆発等により、死傷者の発生や環境へ多大な影響を及ぼす事態を想定する。

(2) 交通事故災害

航空機の墜落、車両の多重衝突事故、鉄道の衝突・横転事故等、多数の死傷者が発生する事故を想定する。

(3) 火災

集落等での大規模な延焼火災、林野火災を想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- 2 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

【担当】

町	総務課、学務課
防災関係機関	盛岡地方気象台

1 防災知識普及計画の作成

町、防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 町職員に対する防災教育

町は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、防災に関する講習会、研修会を開催や参加し、又は防災資料、防災活動マニュアルの作成・配布等により、防災教育の普及徹底を図る。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識の普及方法

町は、被害の防止、軽減の観点から住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報紙の活用
- ウ 起震車等による災害の擬似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ 防災マップ等の防災関係資料の作成、配布

(2) 防災知識の内容

防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要

イ 防災気象情報、5段階の警戒レベル及び避難に関する情報等の意味及びとるべき行動

ウ 平常時における心得

- ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
- ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ③ 3日以上分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、介護用オムツ、非常用保温アルミシート等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ④ いざというときの対処方法を検討する。
- ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
- ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
- ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

エ 災害時における心得、避難誘導

- ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去における主な災害事例

ケ 災害に関する基礎知識

コ 被災地支援に関する知識

サ 多様なニーズへの理解と暴力防止の意識啓発

災害時には、要配慮者の多様なニーズや男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点等に十分配慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

町及び県は、児童、生徒等に対し防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し家族間で避難の仕方を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、防災に関する教材（副読本）の充実、学校では児童・生徒に対する教育として、消防団員、消防署員等の消防機関が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実

施に努める。

5 防災文化の継承

町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

そのために、災害の経験や教訓を次世代に継承するよう、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

7 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動の活性化

【基本方針】

- 1 町及び県は、地域住民が「自分たちの地域は地域のみんで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	西和賀町消防団

1 自主防災組織の結成促進及び育成

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

町は、行政区等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災活動に必要な発電機、投光器、土のう袋等の防災用資機材を支給するなど、その育成に努める。

また、研修会、講習会等の開催や、県等が主催する研修会、講習会等に参加を促すことにより、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

(2) 自主防災活動の内容

町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災知識の普及 イ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検 オ 防災用資機材等の備蓄及び管理 カ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア 安否確認及び避難誘導 イ 出火防止及び初期消火 ウ 住民に対する避難情報等の伝達、確認 エ 地域内の被害状況等の情報収集 オ 救出、救護活動の実施及び協力 カ 炊き出し、救援物資の配分等避難所運営に対する協力

2 消防団の活性化

町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を推進する。

- ア 消防団活性化総合計画の策定
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
- エ 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- オ 消防団総合整備事業等の活用
- カ 競技会、行事等の開催
- キ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

3 地区内の防災活動の推進

地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自主的な防災活動の推進に努めるとともに、必要に応じて、地区防災計画を作成し、町防災会議に提案することができる。

町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、計画提案の制度についてその普及に努める。

第3節 防災訓練の実施

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年、計画的に実施する。
 - (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
 - (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
 - (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

【担当】

町	総務課、ふるさと振興課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 総合防災訓練

町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、防災関係機関、住民に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中などに実施日及び実施会場を設定し、定期的に行う。

なお、要配慮者を対象とした訓練にあたっては、地域の住民組織、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

2 個別訓練

(1) 図上訓練

町は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため図上訓練を実施する。

(2) 実施訓練

町は、防災活動の習熟を図るため、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実働による訓練を実施する。

〈個別訓練の項目〉

ア 災害対策本部設置・運営訓練	イ 通信情報連絡訓練	ウ 職員非常招集訓練
エ 避難訓練	オ 避難所開設・運営訓練	カ 救出・救助訓練
キ 医療救護訓練	ク 消防訓練	ケ 水防訓練
コ 自衛隊災害派遣要請訓練	ク 消防訓練	ケ 水防訓練
サ 要配慮者を対象とした訓練	シ 遺体対応訓練	ス 多言語対応訓練
セ 施設復旧訓練	ソ 交通規制訓練	

第4節 情報通信体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町は、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化を推進するとともに、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、I C Tの防災施策を積極的に活用する。

【担当】

町	総務課、企画課、町民課
防災関係機関	

1 通信施設・設備の整備

町は、停電に備え通信施設に係る非常用電源設備の整備、その燃料の備蓄等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 災害時優先電話の指定

町は、輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

4 通信運用マニュアルの作成等

町は、町に整備されているI P告知サービス、メール配信サービス、地域衛星通信ネットワークシステム、衛星携帯電話の運用方法の検討やマニュアルの整備等を行う。

また、定期的な訓練、定期的な点検の実施、防災関係機関間との電話番号情報の共有に努める。

第5節 避難体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難道路等の指定を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設、観光施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実にを行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、観光商工課、学務課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	西和賀町消防団、西和賀町社会福祉協議会

1 町の避難計画の作成

(1) 避難計画の項目

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

〈避難計画の項目〉

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難受入れ中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する避難場所等の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 給水 ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難場所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有

	⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 指定緊急避難場所から指定避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 生活施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

(2) 避難計画作成における留意事項

ア 避難計画作成にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 避難計画作成にあたっては、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

ウ 「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高い地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

エ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、水防警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞等が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

水位周知河川以外の河川等についても、氾濫により居住者等に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

オ 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、警戒レベル相当情報等の内容に応じたものとし、その設定又は見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。

カ 避難計画作成にあたっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。

キ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在等、自動車により避難せざるを得ない場合においては、安全かつ確実に避難するための方策を検討する。

ク 夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

ケ 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画の作成

(1) 避難体制の確立

学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設等、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

また、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制の確立

水防法及び土砂災害防止法に基づき地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

町は、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示を行い、その指示に従わない場合は、その旨を公表することができる。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 大規模工場等の避難体制の確立

水防法に基づき地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを町長に報告する。

3 広域避難及び広域一時滞在

町は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、県内他市町村への避難又は他の都道府県への避難（以下、「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

同様に、災害が発生し、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、県内他市町村への一時的な滞在又は他の都道府県への一時的な滞在（以下、「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

なお、他市町村及び他都道府県からの広域避難及び広域一時滞在の受入れを想定し、具体的な受入手順等についてもマニュアルに含めるものとする。

4 避難場所等の指定

町は、「西和賀町避難場所等指定基準」に基づき、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに避難場所等を指定する。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等

の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

なお、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定避難所

ア 指定一般避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

イ 指定福祉避難所

指定福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

町は、指定一般避難所内の避難スペースで生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉法人等と協定を締結するなどして、指定福祉避難所の指定に努める。

なお、指定福祉避難所を指定する際は、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。

ウ 臨時避難所

指定避難所だけでは避難者を収容しきれない場合など、追加又は代替で使用する施設として指定する。

5 避難経路等の指定

町は、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

また、土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、区域ごとに指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項等を定める。

6 避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

〈避難場所等の環境整備の留意事項〉

ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備

イ	非常用電源の配備とその燃料の備蓄
ウ	避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
エ	避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
オ	医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
カ	毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
キ	高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
ク	プライバシーの確保、性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点に配慮した環境の整備
ケ	避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

避難場所等へ誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災担当部局、保健福祉担当部局及び関係機関等が連携し、感染症対策に配慮した避難場所等の開設及び運営に係る訓練を積極的に実施する。

7 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、住民に周知徹底を図る。

〈避難に関する広報事項〉

避難場所等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難場所等の名称及び所在地並びに指定避難所と指定緊急避難場所の別 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

8 避難訓練の実施

町は、総合防災訓練と合わせて避難訓練、避難の運営訓練を実施する。

訓練にあたっては、指定避難所の開設及び運営に関するマニュアル等を作成し、訓練に活用することでその内容の普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を開設・運営できるように配慮するよう努める。

施設の管理者は、定期的に避難訓練を実施する。

第6節 災害医療体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、災害発生直後から中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	

1 医療体制の構築

町は、災害時に発生する傷病者の対応をするために、救護所の設置場所、病院への搬送体制、医薬品等の確保について、西和賀さわうち病院や診療所等と連携を図って体制を構築する。

また、人工透析等在宅の難病患者の対応についても、検討する。

2 医療機関の防災能力の向上

医療機関は、ライフラインの機能が停止した場合の対策や医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、町内医療機関の相互支援体制を整備する。

また、町と連携して情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回復するための業務継続計画（BCP）の作成、広域災害救急医療情報システム（EMIS）への入力訓練等に努め、防災能力を向上させる。

第7節 要配慮者の安全確保

【基本方針】

- 1 町は、避難行動要支援者避難支援計画等を策定し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、警察、消防、社会福祉協議会、住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

【担当】

町	総務課、健康福祉課
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、「西和賀町避難行動要支援者避難支援計画」（令和5年3月）に基づき、避難行動要支援者に関する情報を収集し、避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。

（1）避難支援等実施者となる者

避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導する者は、次のとおりである。

- ア 消防団
- イ 駐在所
- ウ 消防署
- エ 民生委員
- オ 自主防災組織

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のとおりである。

- ア 介護保険における要支援認定者（要介護3～5）
- イ 障がい者（身体障害者手帳1・2級の第1種、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級）
- ウ ひとり暮らしの高齢者（要介護1～2）
- エ 75歳以上の者だけで構成される世帯の構成員
- オ その他町長が援護を必要と認める者

（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成にあたっては、必要に応じて町の関係課が保有している情報を活用するほか、自ら登録を申請する手上げ方式、自主防災組織、民生委員の働きかけによる同意方式により、情報を入手する。

（4）名簿の更新に関する事項

名簿の更新は、1年に1回以上、定期的に行う。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的を確認するよう努める。

- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置
名簿の管理は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行う。
また、電子情報で保管する場合は、パスワード等の使用による管理、紙媒体で保管する場合は、施錠された保管庫に保管する。
- (6) 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮
情報伝達にあたっては、避難行動要支援者の実態に応じて適切な伝達方法を検討する。
特に、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者等との連携により、これらが構築しているネットワークを活用する。
- (7) 避難支援等実施者の安全確保
避難支援等実施者には、自らの安全を確保した上で、安否確認及び避難支援を行うよう周知する。

2 個別避難計画の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮をするものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により計画の一体的な運用が図られるよう努める。

町は、個別避難計画や地区防災計画等の作成を通じて、避難先である指定福祉避難所ごとに事前に受入対象者の調整等を行うことにより、避難行動要支援者等が指定福祉避難所へ直接避難することができるよう必要な検討を行う。

3 避難場所等における支援

- (1) 支援体制の構築
町は、関係機関と連携し、指定避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 施設整備体制
町は、指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイト

を含む。)用トイレ、スロープ等の段差解消設備の速やかな仮設等ができるよう、資機材の調達先の確認、協定の締結等に努める。

4 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐久性・耐火性を点検し、必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、必要な物資を備蓄する。

また、入所者、従事者等に対し、避難経路及び避難場所等を周知し、防災教育や防災訓練を定期的実施する。

町は、社会福祉施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

5 外国人の安全確保対策

(1) 防災教育・防災訓練の実施

町は、関係団体の協力を得て外国人に対する防災知識の普及・啓発や防災訓練への参加の呼びかけに努める。

(2) 避難計画

町は、避難計画の作成にあたって、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、指定避難所における情報伝達手段の確保及び案内標示板へのピクトグラムの活用や多言語の併記等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

なお、町及び県は、国等と協力し、研修を通じて避難場所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(3) 情報の提供

町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努めるほか、災害時の避難場所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

また、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の確保

【基本方針】

- 1 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	西和賀商工会

1 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりとする。

- (1) 備蓄物資
災害に備え、町、県、事業所、町民が主体となり備蓄する物資
- (2) 義援物資
災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの
- (3) 流通在庫備蓄
町又は県が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの
- (4) プッシュ型支援
国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み

2 行政備蓄

町は、次の基準により家庭内備蓄を持ち出せない被災者や帰宅困難者等のために食料・生活必需品の備蓄を行う。

なお、備蓄の基準については、「岩手県災害備蓄指針」の方針を準用する。

(1) 備蓄品

備蓄品は、「岩手県災害備蓄指針」に基づき、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、トイレの4種類を備蓄するほか、避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するため不可欠な物資についても備蓄に努める。

なお、備蓄品は、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮したものとする。

〈岩手県災害備蓄指針による備蓄品の種類〉

類型Ⅰ物資

(避難生活に最低限必要な物資)

区分	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※両方合せて、1日あたり1,600キロカロリー程度の摂取が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※1人あたり3リットル/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※クリーニングで再使用可能なものとする。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 ※100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UHC R）が示す緊急事態における数量の目安）

類型Ⅱ物資

(避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資)

区分	具体的な品目（想定）
感染症対策物資	マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント等
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資	介護用品（大人用おむつほか）、育児用品（液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、乳児用おむつほか）、女性用品（生理用品ほか）、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等 【留意事項】 ・高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるよう、民間団体等との協定の締結等を進めていく。 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。 ・外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。

その他特に備蓄 する必要がある と県防災課が認 める物資	ブルーシート 等
---------------------------------------	----------

(2) 備蓄量

類型Ⅰ物資における備蓄量は、一般に大規模かつ広域的な被害となる地震災害が対象となる。陸羽地震の想定による物資供給対象者数（地震災害対策編第1章を参照）を対象者として目標を設定する。

また、類型Ⅱ物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討する。

〈目標とする備蓄量〉

ア 食料	364人×3食×3日＝約3,300食	※発災後3日分の食料が目安
イ 飲料水	364人×3リットル×2日＝2,200リットル	※東日本大震災の給水活動は発災3日目から展開したので2日分の飲料水が目安
ウ 毛布	364人×1枚＝約370枚	※1人あたり1枚が目安
エ トイレ	364人×3日＝約1,100個	※1人あたり携帯トイレ3日分が目安

3 物資の確保体制

町は、物資等を確保するために災害時における応援協定を締結し、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

4 家庭内及び事業所等の備蓄

町は、家庭内、事業所等の備蓄について啓発する。

(1) 家庭内備蓄

住民は、各家庭において、家族の3日以上分の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

また、ペットを飼養する家庭では、ペットフード、排泄物の処理資材、ケージ等を備蓄する。

〈家庭における備蓄品の例〉

飲料水、食料（アレルギー対応含）、ラジオ、LED懐中電灯・LEDランタン、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等
--

(2) 事業所等の備蓄

事業所及び施設の管理者は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員、来客者等のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第9節 孤立化対策

【基本方針】

- 1 町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立が想定される地域を想定し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	

1 通信手段の確保

(1) 通信機器の整備

町は、地区が孤立したときの情報連絡方法を確保するため、災害時優先電話、衛星携帯電話等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(2) 県統一合図の周知

町は、県が定めた防災ヘリコプター等による空中偵察に対して、住民側から送る合図を周知する。

〈県統一合図〉

ア	赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
イ	黄旗（負傷者等はないが、救援物資等を求める場合）
ウ	白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

(3) 安否確認の体制

町は、孤立のおそれがある場合に、地区の代表者に連絡し、住民の安否確認や状況の把握を行う体制、連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、孤立時に集合する地区内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努めるとともに、発災が予想される場合には、孤立しない安全な場所への早期避難を促す。

3 救出拠点の確認

町は、孤立のおそれのある地区においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所を確認する。

4 備蓄の促進

町は、孤立のおそれがある地区には、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等を地区単位でも備蓄するよう促進する。

第10節 防災体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、大規模災害を想定して、自治体や事業所、団体等との応援体制を構築する。
- 2 町は、災害時において、迅速かつ確かな災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	災害時応援協定締結団体

1 広域応援体制の整備

(1) 自治体との相互応援協定

町は、大規模災害が発生した場合に、災害対策要員、物資等について広域的な応援を受けられるよう全国の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。

(2) 民間事業者・団体との応援協定

町は、物資等の確保、輸送、避難者の受入れ等の協力を得られるよう民間事業者・団体等との応援協定を締結するよう努める。

(3) 受援体制の整備

町は、災害時に迅速に応援を受けられるよう集結地の事前指定、応援先との連絡担当者の把握等の受援体制の整備に努める。

2 公共施設の整備

町は、災害拠点となる庁舎、指定避難所となる学校等の不燃化、非常用電源設備の整備等に努める。

また、傷病者や物資等の輸送を考慮してヘリコプターの飛行場外離着陸場を指定する。

3 防災資機材の整備

町は、水防活動や救助活動等に活用するため、防災資機材を備蓄する。

〈防災資機材〉

ア	水防資機材 土のう袋、縄、丸太、スコップ、鶴嘴等
イ	救助資機材 発電機、投光器、バール、ジャッキ、のこぎり等
ウ	被災者支援資機材 仮設トイレ、テント、防水シート、給水資器材、炊き出し用資器材

第11節 建築物等の安全確保

【基本方針】

1 町は、災害による被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保等を推進することにより、建物連たん地区の防災化を図る。

また、文化財を災害から守るため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

【担当】

町	建設課、ふるさと振興課、生涯学習課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、北上土木センター

1 建築物の安全確保

(1) 町営住宅の不燃化

町は、町営住宅の不燃化を推進する。

(2) 空き家の管理

町は、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止するため、条例に基づき、実態調査、立入調査、必要な措置についての助言又は指導並びに命令を行う。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業

県は、がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、町及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

2 防災空間の確保

町は、災害時の集合場所等の防災的機能を有する都市公園の整備を推進する。

3 防火対策の推進

北上地区消防組合消防本部は、次のように防火対策を指導する。

(1) 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

(2) 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

(3) 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

4 文化財保護思想の普及

町は、文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、防火・防災意識の高揚を図る。

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

第12節 交通施設の安全確保

【基本方針】

- 1 町及び各交通施設の管理者は、災害による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

【担当】

町	建設課
防災関係機関	北上土木センター、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 道路施設

道路管理者は、次の対策を実施する。

（1）道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

（2）トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

町は、「西和賀町トンネル長寿命化修繕計画」（令和2年3月）に基づき、トンネルの安全性確保と長寿命化を目指した予防保全型管理を実施する。

（3）橋梁の整備

道路管理者は、橋梁の点検を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

町は、「西和賀町橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月）に基づき、橋梁の安全性確保と長寿命化を目指した計画的管理を実施する。

（4）障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、障害物除去用資機材の配備や建設事業者等の協定を締結する。

2 鉄道施設

東日本旅客鉄道（株）は、次の対策を実施する。

（1）鉄道施設の整備

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

（2）防災業務施設・設備の整備

気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、

通信連絡設備、警報装置等を整備する。

また、大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置等の無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資機材の配置及び整備
- ウ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
- エ 消防及び救護体制

第13節 ライフライン施設等の安全確保

【基本方針】

- 1 ライフライン等の事業者は、災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減する。

【担当】

町	上下水道課
防災関係機関	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワーク（株）岩手支社、LPガス販売業者、東日本電信電話（株）岩手支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）

1 電力施設

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

2 ガス施設

LPガス販売業者は、容器の転落、転倒を防止する鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

また、マイコンメーターの設置、ガス放出防止器等の設置を進める。

3 上下水道施設

町は、災害による上下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

4 通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

テレビ共聴施設を整備しているテレビ共聴組合等にあつては、災害時におけるテレビ視聴を確保するため、施設、資機材の整備等を図る。

町は、共聴施設の耐災害性強化等によるテレビ難視聴対策など、災害時における機能確保が図られるよう支援を行う。

第14節 危険物施設等の安全確保

【基本方針】

- 1 危険物施設等の管理者は、危険物、毒物、劇物、放射線による災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	関東東北産業保安監督部東北支部、県、北上地区消防組合消防本部

1 石油類等危険物

(1) 保安教育の実施

県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、北上地区消防組合消防本部等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 指導強化

県は、町が行う許可及び北上地区消防組合消防本部による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。

北上地区消防組合消防本部は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

(3) 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

ア 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

イ 不等沈下の著しいタンクの措置

北上地区消防組合消防本部は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

北上地区消防組合消防本部は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

ウ 敷地外流出防止措置

県及び北上地区消防組合消防本部は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川への流出による二次災害を防止するため、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化措置

危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

また、近隣事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学防災資機材の整備

北上地区消防組合消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

2 毒物、劇物災害予防対策

県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

また、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

3 放射線災害予防対策

放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第15節 風水害予防対策

【基本方針】

- 1 町及び県は、洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。
また、災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 2 町、県及びその他防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 3 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

【担当】

町	総務課、建設課、農業振興課、林業振興課
防災関係機関	北上土木センター、花巻農林振興センター

1 風水害に強いまちづくり

町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスク評価を行い、評価結果を踏まえた防災・減災目標を設定するよう努める。

町及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による災害発生の危険性が著しく高いと判断される区域について、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定を検討するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、町及び県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスク評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める。

町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

2 河川改修事業

県は、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

町は、水害リスクの増大に備えるため、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川のあらゆる関係者が協働し流域全体で水害を軽減させる流域治水の考えを踏まえ、県の河川改良事業との整合性を図りながら、危険箇所の改修を促進することにより、安定した流水の維持と河川や主要水路の水害防止に努める。

3 砂防事業

県は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。

4 農地防災事業

町及び県は、農業用施設等の機能低下の回復や、ため池の洪水調整機能の強化など、災害の未然防止を図るための整備を進める。

5 治山事業

県は、山地災害危険地区等における治山施設整備等のハード対策に加え、町の避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や、町との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

6 浸水想定区域の公表及び周知

(1) 浸水想定区域の対策

県は、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し町に通知する。

町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、水位到達情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。

町は、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

また、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地、情報の伝達方法について地域防災計画に定める。

(2) 洪水浸水想定区域が指定されている河川

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域が指定されている河川は、次のとおりである。

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 和賀川	令和3年3月30日	岩手県告示第261号

(3) 住民への周知

町は、浸水想定区域や洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）を作成し、配布する。

7 風害予防の普及啓発

町、県及びその他防災関係機関は、暴風や竜巻等の激しい突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

8 関係者間の密接な連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「北上川上流大規模氾濫減災協議会」、「北上川水系（北上川上流）流域治水協議会」等、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、密接な連携体制のもと「流域治水」の取組を推進する。

第16節 雪害予防対策

【基本方針】

- 1 大雪、雪崩等による災害を防止し、住民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。
- 2 雪害に対しては、町、県及び防災関係機関の的確な対応に加え、住民、事業所等の迅速かつ持続的な活動が不可欠であることから、地域の防災力の向上を図り、地域ぐるみで雪害予防対策を推進する。

【担当】

町	健康福祉課、建設課
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会、北上土木センター、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 雪崩防止対策

町、県及びその他防災関係機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、適切な周知を行う。

また、雪崩災害を未然に防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の整備を進める。

2 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

学校、社会福祉施設、社会教育施設、医療施設及び庁舎等、多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設について、施設設置者又は管理者は、次の事項に留意して施設の除雪対策を確立しその保全を図る。

ア 施設管理者は、降雪前に施設の点検を行い、必要箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し事前に十分な雪害対策を講じる。

イ 雪庇の発生状況を常に監視し、人の出入りのある場所で落雪するおそれのある場合は、進入禁止等の措置を講じるとともに雪庇除去等の応急対策を行う。

ウ 野外施設等、冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後に使用を開始する際には点検を行う。

(2) 一般建築物

町及び県は、一般建築物の屋根雪処理における事故防止や省労力化を推進し、建築物の新築又は増改築等に際し、住宅の克雪化について十分配慮した建築物とするよう指導に努める。

(3) 要配慮者対策

積雪時には高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、町は、要配慮者が利用する施設の優先除雪や、自力で除排雪が困難な高齢者等世帯に配慮した施策の推進を図る。

また、福祉関係機関と連携して地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボラ

ンティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。

3 道路交通の確保

(1) 除雪対策

道路管理者は、次により所管する道路の除雪を行い、交通を確保する。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各道路管理者が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

ア 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、幹線道路上での車両停滞を回避することを基本的な考え方として、人命を最優先とした計画的・予防的な雪害対策を行うものとする。

イ 集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

なお、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

ウ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するほか、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等、立ち往生車両を速やかに排除できる体制を整えるものとする。

また、集中的な大雪に備えて、他の道路管理者、関係機関と連携し地域特性や降雪の予測精度を考慮した上で、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるほか、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

エ 町は、毎年度定める「西和賀町町道除雪計画」に基づき効率的・効果的な除雪に努める。

(2) 除雪機械等の確保

道路管理者は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。

なお、町は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(3) 凍雪害防止対策

道路管理者は、一般道において歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。

また、積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

4 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道（株）は、毎年、定期的に越冬対策打合せ会を開催し、その対策の万全を期す。

5 雪害予防の普及啓発

町及び県は、雪おろし中の転落事故や屋根からの落雪等による人身事故の防止を図るため、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や、除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

第17節 土砂災害予防対策

【基本方針】

- 1 県は、集中豪雨等による土砂災害を防止するため、土砂災害防止事業を実施する。
また、町と連携して土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

【担当】

町	総務課、建設課
防災関係機関	北上土木センター

1 土砂災害防止事業

県は、緊急性の高い地区から、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、山地災害予防事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

2 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（以下、本節中「警戒区域」という。）指定のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、町長の意見を聞き、その区域を指定する。

(2) 警戒避難体制等の整備

町は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所等及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第18節 火災予防対策

【基本方針】

- 1 町及び北上地区消防組合消防本部は、火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
また、消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 出火防止、初期消火体制の確立

(1) 火災予防の周知徹底

町及び北上地区消防組合消防本部は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

(2) 出火防止

町及び北上地区消防組合消防本部は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

(3) 防火防災訓練の実施

町及び北上地区消防組合消防本部は、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(4) 民間防火組織の育成

ア 婦人消防協力隊の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

(5) 予防査察の強化

北上地区消防組合消防本部は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的実施する。

多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

ア 防火管理者の選任

イ 消防計画の作成

ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

- エ 消防用設備等の点検整備
- オ 火気の使用又は取扱い方法
- カ 消防用設備等の設置

2 消防力の強化充実

町及び北上地区消防組合消防本部は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

〈総合的な消防計画〉

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎよ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎよ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎよ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎよ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署等の配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

また、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

(3) 消防設備等の整備強化

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

エ 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

オ ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第19節 林野火災予防対策

【基本方針】

- 1 町及び北上地区消防組合消防本部は、森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

【担当】

町	林業振興課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町森林組合、西和賀町消防団、花巻農林振興センター、岩手南部森林管理署

1 林野火災予防思想の普及、徹底

町及び北上地区消防組合消防本部は、山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、予防運動を実施する。

また、ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、広報活動等を実施する。

2 予防及び初期消火体制の整備

町及び北上地区消防組合消防本部は、背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

3 組織の強化

町及び北上地区消防組合消防本部は、地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど西和賀町森林組合等との緊密な連携を図る。

また、地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

第20節 農業災害予防対策

【基本方針】

- 1 町及び関係団体は、農作物及び畜産物への気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

【担当】

町	農業振興課
防災関係機関	花巻農業協同組合、花巻農林振興センター、中央農業改良普及センター、岩手県農業共済組合、西和賀土地改良区

1 農業災害予防

町及び農業協同組合等の団体は、気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

- ア 冷害防止対策
- イ 凍霜害防止対策
- ウ 水・雨害防止対策
- エ 干害防止対策
- オ 風害防止対策
- カ 雪害防止対策
- キ 病虫害発生予察

また、突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- ア 生鮮食品の輸送力の確保
- イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第21節 防災ボランティアの育成

【基本方針】

- 1 町及び社会福祉協議会等は、防災ボランティア活動についての普及啓発を図るとともに、防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
また、防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

【担当】

町	健康福祉課
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部 西和賀町分区

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

町は、日赤町分区、町社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

町は、研修修了者に対し、適宜、情報の提供を行う。

2 防災ボランティアの登録

日赤町分区、町社会福祉協議会は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

町は、日赤町分区、町社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受入れるための体制の構築に努める。

その際には、「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

第22節 事業継続対策

【基本方針】

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町、県及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、役場の業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

【担当】

町	総務課、観光商工課
防災関係機関	西和賀商工会

1 企業等の事業継続計画の策定

企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

町、県及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

2 町役場の業務継続計画の策定

町は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

- ア 災害時において優先して実施すべき業務
- イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
- オ 通信手段の確保に関する事項
- カ 行政データのバックアップに関する事項

3 企業等の防災活動の推進

企業等は、町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防

止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、備蓄の促進や防災訓練への参加を呼びかける。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

【基本方針】

- 1 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）発生の可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、防災関係機関から連絡員の派遣を求め連携して災害対策を行う体制とする。
なお、連携体制の構築にあたっては、実効性の確保に留意する。

【担当】

町	本部事務局、各班
防災関係機関	

1 町の活動体制

町の活動体制は、次のとおりとする。

〈町の活動体制〉

活動体制	内容	配置
災害警戒体制	気象情報等の情報収集、防災関係機関等との連絡、調整を行い、災害発生に備える体制	責任者：総務課長 配置：総務課
災害警戒本部	1号配備 災害危険箇所等の警戒活動を行うとともに、軽微な被害等に対応する体制	責任者：副町長 配置：総務課、建設課、上下水道課、農業振興課、林業振興課の職員 ※配置職員は各課で定める。
	2号配備 1号配備に加え、避難所の開設等に対応する体制	全課主査相当職以上の職員 避難所開設要員として指名する職員 ※他の配置職員は各課で定める。
災害対策本部	災害の発生に対応して災害対策にあたる体制	責任者：町長 配置：全職員

※雪害対策の活動体制は、西和賀町雪害本部設置要綱に定めるものとする。

※台風等、災害の発生が予想される場合には、災害発生前であっても災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

2 災害警戒体制

総務課長は、災害発生に備え、情報収集等を行うために災害警戒体制をとる。

(1) 基準

災害警戒体制の基準は、次のとおりである。

〈災害警戒体制の基準〉

活動体制	設置基準
災害警戒体制	ア 大雨、洪水、強風、風雪及び大雪の各気象注意報が発表され、かつ、夜間から翌日早朝に警報に切り替える可能性が言及されているとき イ 水位周知河川「和賀川」において水防警報（準備）が発表されたとき ウ 竜巻注意情報が発表されたとき エ その他、総務課長が必要と認めたとき

(2) 活動内容

災害警戒体制の活動内容は、次のとおりである。

- ア 気象情報等の収集
- イ 防災関係機関との連絡、調整
- ウ 住民への注意喚起

3 災害警戒本部

副町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合、災害警戒本部を設置する。

(1) 基準

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害警戒本部の設置基準〉

活動体制	設置基準
災害警戒本部 (1号配備)	ア 大雨、洪水、暴風、暴風雪及び大雪の各気象警報が発表されたとき イ 水位周知河川「和賀川」において水防警報（出動）が発表されたとき ウ 軽微な冠水、土砂災害が発生したとき エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において副町長が警戒本部体制による災害警戒対策を講じる必要があると認めたとき オ その他、副町長が必要と認めたとき
災害警戒本部 (2号配備)	ア 1号配備に加え、強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるなど、避難が必要と認める居住者等に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する可能性がある

	る場合において、副町長が警戒本部体制を強化する必要があると認めたととき イ その他、副町長が必要と認めたととき
--	--

(2) 組織

災害警戒本部長は、副町長とする。災害警戒本部長が不在の場合は、総務課長が代理する。

(3) 設置場所

災害警戒本部の設置場所は、湯田庁舎とする。

(4) 設置及び廃止の通知

町は、災害警戒本部を設置した場合は、岩手県防災行政情報通信ネットワーク又は岩手県災害情報システムを通じて県に通知する。

また、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、西和賀町消防団等に連絡する。

(5) 活動内容

活動内容は、次のとおりである。

- ア 気象情報等の収集
- イ 防災関係機関等との連絡、調整
- ウ 災害危険箇所の警戒巡視
- エ 軽微な浸水被害等への対応
- オ 住民への広報
- カ 避難情報の発令（高齢者等避難）、指定避難所の開設

(6) 廃止基準等

災害警戒本部長は、町域において災害が発生するおそれが消したと認められるとき、災害警戒本部の廃止を決定する。

なお、町長は、相当な被害等が発生し、災害対策本部の設置基準に該当した場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

4 災害対策本部

町長は、相当な災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合、災害対策本部を設置する。

(1) 基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害対策本部の設置基準〉

活動体制	設置基準
災害対策本部	ア 大雨、洪水、暴風、暴風雪及び、大雪の各気象警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町長が災害対策本部体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき イ 水位周知河川「和賀川」の水位が、氾濫危険水位（2.3m）に達

	<p>したとき</p> <p>ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が災害対策本部体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき</p> <p>エ その他、町長が必要と認めたとき</p>
--	---

(2) 廃止

災害対策本部の廃止基準は、次のとおりである。

- ア 災害による危険がなくなったと認められるとき
- イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき

(3) 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置した場合は、岩手県防災行政情報通信ネットワーク又は岩手県災害情報システムを通じて県に通知する。

また、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、西和賀町消防団等に連絡する。

(4) 組織及び任務

ア 本部長及び副本部長

- ① 本部長は、町長とする。また、副本部長は、副町長及び教育長とする。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ③ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。本部長の代理順位は、次のとおりとする。

第1位 副町長、第2位 教育長、第3位 総務課長

イ 本部員

- ① 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。
- ② 本部員は、「災害対策本部組織図」に掲げる職にある者をもって充てる。

ウ 本部連絡員

- ① 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。
 - ・当該部局の所管する事項の被害状況、応急対策の実施状況を集約すること
 - ・本部会議の審議事項を当該部局に伝達すること
- ② 本部連絡員は、本部長により指名される者をもって充てる。

エ 本部事務局

本部長を補佐し、本部の指揮・運営のための情報収集、各班の総合調整、関係機関との連絡調整等を行うために設置する。

(5) 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部会議を開催する。

(6) 関係機関連絡室の設置

本部長は、防災関係機関との連携を図るため、災害対策本部内に関係機関連絡室を設置し、連絡員の派遣を要請する。

(7) 現地本部の設置

本部長は、災害現場での指揮、関係機関との調整が必要な場合は、災害現場に近い公共施設等に現地本部を設置し、必要な職員を派遣する。

5 動員配備

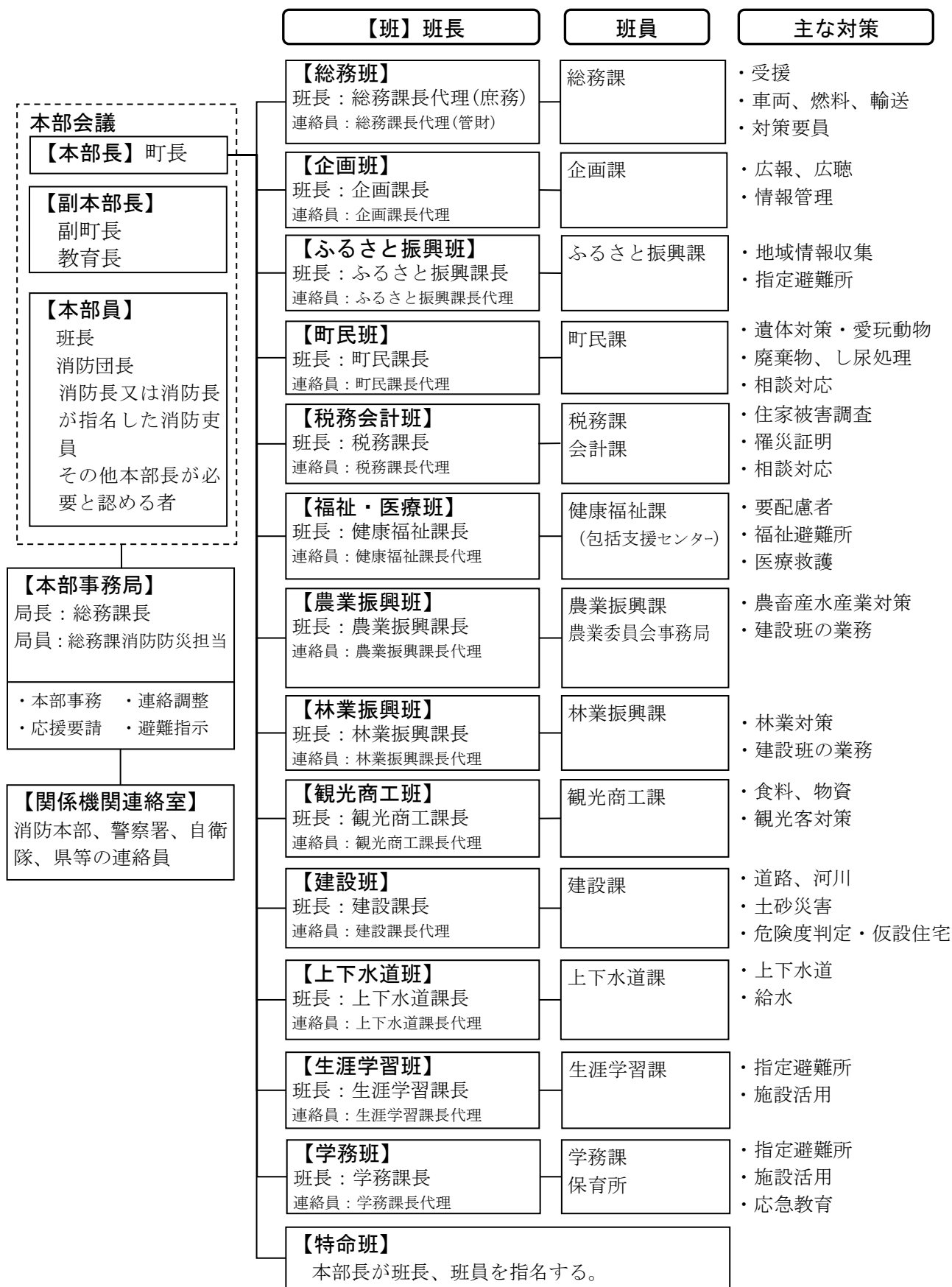
動員配備は、総務課長から各課を通じて連絡する。

なお、配備体制の対象となる職員は、早期注意情報や注意報の発表をきっかけに参集への心構えを高め、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに参集する。

6 災害対策本部廃止後の体制

本部長は、災害対策本部を解散した後に、引き続き災害対応や事務処理が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で対応にあたらせるものとする。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌表

班	事務分掌
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 2 県、防災関係機関等との連絡調整に関する事。 3 気象、地震等の災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 県、国等への災害報告に関する事。 5 自衛隊等の派遣要請に関する事。 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 7 災害体制、配備体制の指示、伝達に関する事。 8 防災行政無線等の運用に関する事。 9 本部会議の運営に関する事。 10 消防団の動員及び活動に関する事。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、応援隊等の受援に関する事。 2 車両及び燃料の確保に関する事。 3 物資、被災者等の輸送手段の確保に関する事。 4 庁舎の機能確保に関する事。 5 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 6 災害見舞い者及び視察者等の接遇に関する事。 7 職員及び家族の安否に関する事。 8 職員の装備、給食、健康管理等に関する事。 9 その他、他の班に属さない諸業務に関する事。
企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び取りまとめに関する事。 2 災害広報及び広聴に関する事。 3 報道機関への対応に関する事。 4 災害の記録に関する事。 5 国、県等に関する要請事項に関する事。 6 災害復興計画に関する事。 7 税務会計班との協働に関する事。
ふるさと振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくり組織等への協力要請に関する事。 2 地区の被害情報、被災者情報の収集に関する事。 3 指定避難所の開設及び運営に関する事。 4 生涯学習班、学務班との協働に関する事。
町民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関する事。 2 遺体の安置、処理及び火葬に関する事。 3 廃棄物及びし尿の処理に関する事。 4 被災者生活再建支援法に関する事。 5 愛玩動物対策に関する事。 6 被災者相談等に関する事。 7 安否情報の提供に関する事。 8 義援金に関する事。
税務会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明書及び被災届出証明の交付に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 被災者相談等に関する事。 5 企画班との協働に関する事。
福祉・医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 4 ボランティアに関する事。 5 町社会福祉施設の被害調査、復旧及び施設の供与に関する事。 6 社会福祉団体及び医療機関との連絡及び協力要請に関する事。 7 医療救護及び助産に関する事。 8 難病患者等への対応に関する事。 9 被災者の健康管理に関する事。

	10 防疫等感染症対策に関すること。
農業振興班	1 農作物、農業施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 畜産物、畜産施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 水産物、水産施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 4 農業、畜産業、水産業の支援に関すること。 5 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 6 建設班及び林業振興班との協働に関すること。
林業振興班	1 農作物、農林業施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 畜産物、畜産施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 水産物、水産施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 農業、畜産業、水産業の支援に関すること。 5 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 6 建設班及び農業振興班との協働に関すること。
観光商工班	1 食料、生活必需品等の物資の確保に関すること。 2 救援物資等の受入れ、管理に関すること。 3 炊き出しに関すること。 4 観光商工業の被害調査及び支援に関すること。 5 観光客及び旅客対策に関すること。
建設班	1 道路、橋梁、河川施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 災害対策用資機材の確保に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 放置車両の移動等に関すること。 5 道路管理者及び警察等との連絡調整に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 被災箇所の調査及び被害拡大防止に関すること。 8 建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 9 応急仮設住宅及び住家の応急修理に関すること。 10 町営住宅に関すること。 11 農業振興班、林業振興班、上下水道班との協働に関すること。
上下水道班	1 上下水道施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 給水に関すること。 3 建設班との協働に関すること。
生涯学習班	1 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 社会教育施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 社会教育施設の供与及び管理に関すること。 4 指定避難所の開設及び運営に関すること。 5 ふるさと振興班との協働に関すること。
学務班	1 児童、生徒の安全確保に関すること。 2 学校施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 学校施設の供与及び管理に関すること。 4 指定避難所の開設及び運営に関すること。 5 災害時における教育環境の確保に関すること。 6 被災児童生徒への支援に関すること。 7 学校給食対策に関すること。 8 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 9 ふるさと振興班との協働に関すること。
各班共通	1 指定避難所の運営に関すること。 2 本部長による特命事項に関すること。

災害対策本部活動項目

区分		活動事項
災害発生前	ア 事前の情報収集及び連絡調整	(ア) 気象状況の把握及び分析 (イ) 気象予報、警報等の迅速な伝達 (ウ) 盛岡地方気象台、県南広域振興局、その他防災関係機関との連携配備体制及び予防対策の事前打合せ並びに警戒体制の強化
	イ 災害対策用資機材の点検整備	(ア) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (イ) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (ウ) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	ウ 避難対策	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導の準備
	エ 活動体制の整備	(ア) 本部員となる班長等による対策会議の設置 (イ) 応急医療の活動開始準備
	オ 活動体制の徹底	(ア) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (イ) 県地方支部及び防災関係機関に対する災害対策本部設置の通知 (ウ) 災害応急対策用車両等の確保 (エ) 各班の配備状況の把握 (オ) 被害速報の収集を指令（人的及び家屋被害情報を優先）
災害発生後	カ 情報連絡活動	(ア) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (イ) 被害速報の集計及び報告 (ウ) 災害情報の整理 (エ) 災害情報の各班及び防災関係機関への伝達 (オ) 気象情報の把握及び伝達 (カ) 警察機関との災害情報の照合
	キ 本部員会議の開催	(ア) 災害の規模及び動向の把握 (イ) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ウ) 自衛隊災害派遣要請 (エ) 災害救助法の適用 (オ) 災害応急対策の調整 (カ) 配備体制の変更 (キ) 現地本部の設置 (ク) 本部長指令の通知
	ク 災害広報	(ア) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (イ) 災害写真及び災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	ケ 避難及び救出救護	(ア) 避難指示、緊急安全確保の放送、避難誘導 (イ) 被災者の救出救護 (ウ) 避難状況の把握 (エ) 避難所の開設及び運営
	コ 自衛隊災害派遣要請	(ア) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (イ) 被災者の捜索及び救助要請 (ウ) 給食給水活動要請
	サ 県及び市町村に対する応援要請	(ア) 被災者の捜索及び救助要請 (イ) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (ウ) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	シ ボランティア活動対策	(ア) ボランティア活動のニーズ把握 (イ) ボランティアの受付、登録

災害発生後		(ウ) ボランティア活動の調整 (エ) ボランティアの受入れ体制の整備
	ス 災害救助法適用対策	(ア) 被害状況の把握 (イ) 災害救助法に基づく救助の実施
	セ 現地本部の設置	(ア) 編成指示 (イ) 編成 (ウ) 派遣
	ソ 機動力及び輸送力の確保対策	(ア) 災害応急対策用車両等の確保 (イ) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ウ) 道路上の障害物の除去 (エ) 道路交通の確保
	タ 医療及び保健対策	(ア) 応急医療、保健活動の実施 (イ) 医薬品及び医療用資機材の調達
	チ 給水対策	(ア) 水道水の確保及び給水の実施 (イ) 応急復旧・応急給水用資機材の調達
	ツ 食料等の応急対策	(ア) 災害用応急米穀の調達 (イ) 副食品等の調達
	テ 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	ト 防疫対策	(ア) 防疫活動の実施 (イ) 食品衛生活動の実施 (ウ) 防疫用資機材の調達
	ナ 文教対策	(ア) 応急教育の実施 (イ) 町立学校等の応急対策の実施
	ニ 農林水産応急対策	(ア) 農林水産被害の把握 (イ) 病虫害防除の実施 (ウ) 家畜防疫の実施
	ヌ 土木応急対策	(ア) 土木関係被害の把握 (イ) 道路交通応急対策の実施 (ウ) 下水道応急対策の実施 (エ) 直営工事応急対策の実施 (オ) 浸水対策の実施 (カ) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	ネ 被災者見舞い対策	(ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (イ) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	ノ 被災者に対する生活確保対策	(ア) 被災者の住宅対策 (イ) 農林水産復旧対策 (ウ) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (エ) 商工業復旧対策 (オ) 公共土木施設関係復旧対策 (カ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

第2節 気象予報・警報等の伝達

【基本方針】

- 1 町は、気象予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 町は、通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

【担当】

町	本部事務局、企画班、町民班
防災関係機関	県、盛岡地方気象台

1 気象予報・警報等の伝達

盛岡地方気象台は、気象災害の防止、軽減のため、特別警報、警報、注意報や防災気象情報を発表する。

なお、本町が属する府県予報区は「岩手県」、一次細分区域名は「内陸」、市町村等をまとめた地域は「花北地域」である。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類は、次のとおりである。

〈特別警報・警報・注意報の種類〉

特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
警報	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
注意報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、融雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報

※大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

※大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

※大雨注意報及び洪水注意報は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

（3） 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。

（4） 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先だって注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

（5） 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（6） 土砂災害警戒情報

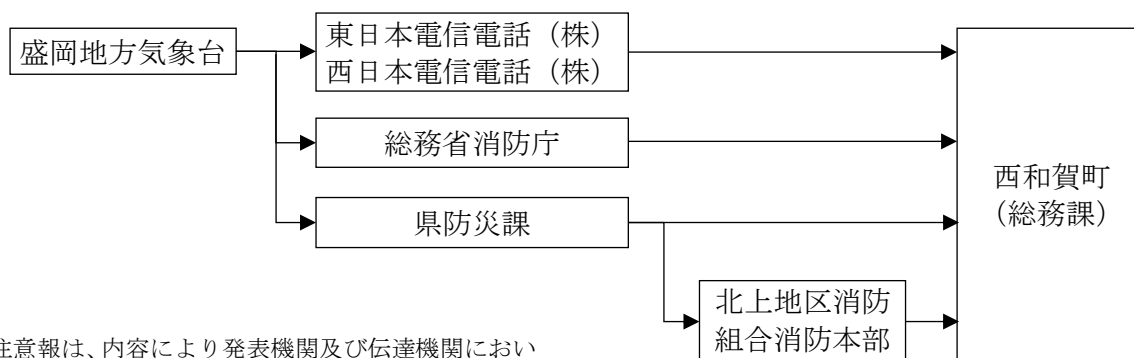
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

なお、町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〈気象予報・警報等伝達経路（一部）〉



注意報は、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、有効期間は約1時間である。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域は、竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

本編 第3章 第30節 1 参照

(8) 火災気象通報、火災警報

気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合、火災気象通報を発表する。

ア 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が2時間以上継続すると予想される場合

イ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合

ウ 平均風速が 11m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

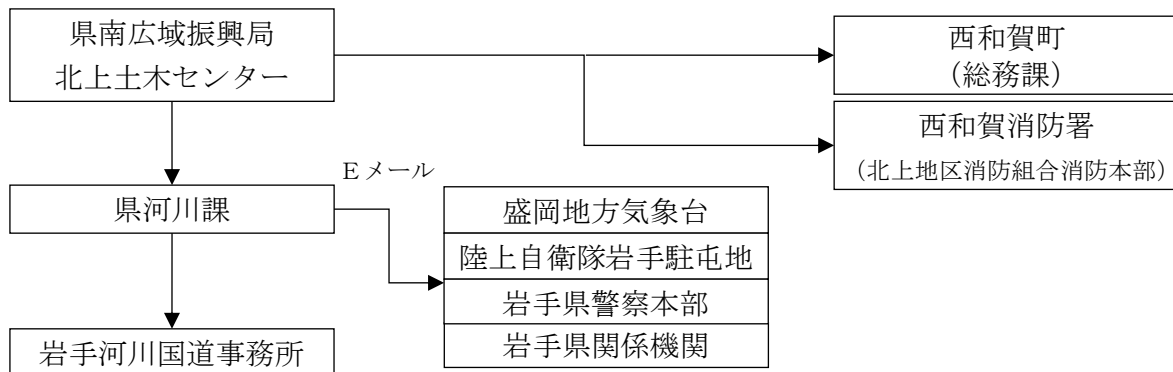
また、火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合、消防長が火災警報を発令する。

(9) 水防警報、県管理河川避難判断水位情報

水防警報は、洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して発令される。

また、河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあると認められる場合に、県知事が避難判断水位情報を発表する。

〈水防警報・水位情報等伝達経路（一部）〉



2 情報の伝達

(1) 気象情報等の伝達

町は、気象予報・警報等の情報を受理したときは、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

また、気象特別警報を受領又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

住民・団体等への情報伝達手段は、次のとおりである。

〈気象情報等の情報伝達手段〉

ア	IP告知サービス	イ	メール配信サービス	ウ	電話
エ	広報車				

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設に、土砂災害警戒情報を伝達する。

(3) 浸水に関する情報の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の事業所等に、浸水に関する情報を伝達する。

3 異常現象発生時の通報義務

(1) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は最寄の警察官に通報する。

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長の通報先

通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

〈異常現象の通報先〉

種 類	担当機関	通報を要する 異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、北上土木センター、県防災課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県防災課	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県防災課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

第3節 通信情報体制

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保する。

【担当】

町	本部事務局、企画班
防災関係機関	日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手

1 通信設備の活用

町は、一般電話、携帯電話が使用できない場合は、次の通信設備を活用する。

(1) 災害時優先電話

災害発生時の通話の制限を受けずに発信が優先される電話である。庁舎の電話回線が災害時優先電話の指定を受けている。

(2) 岩手県防災行政情報通信ネットワーク

県の防災行政情報通信ネットワークの衛星通信システムにより、防災関係機関との通信が可能となっている。

2 非常通信設備の使用

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

〈通信設備の使用〉

使用可能な設備	警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備
使用の申し出事項	ア 利用し、又は利用しようとする通信設備 イ 利用し、又は利用しようとする理由 ウ 通信の内容 エ 発信者及び受信者

	オ 利用又は使用を希望する期間
	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

(3) 東北総合通信局の通信支援

本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

3 放送の利用

本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予報・警報等の放送を放送機関に対して要請することができる。

(1) 要請内容及び要請先

要請内容は、次のとおりである。

(2) 要請事項

放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

なお、緊急を要する場合は、放送機関の担当部局に対して電話又は口頭により要請する。

〈放送機関への要請〉

内 容	主として町の地域の災害に関するもの	
要請先	日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手	
要請事項	ア 放送を求める理由	イ 放送内容
	ウ 放送範囲	エ 放送希望時間
	オ その他必要な事項	

第4節 情報の収集・伝達

【基本方針】

- 1 町は、災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達にあたっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害応急対策の実施にあたっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

【担当】

町	本部事務局、企画班、ふるさと振興班
防災関係機関	西和賀町消防団、北上警察署、北上地区消防組合消防本部

1 発災時の情報収集

(1) 発災時の被害調査

町は、住民等から被害発生等の通報があった場合は、調査班又は消防団を編成して被害状況を確認する。

また、北上地区消防組合消防本部及び北上警察署が把握した被害状況、ライフライン機関の被害情報等を入手する。

(2) 被害調査の応援要請

本部長は、災害の規模及び状況により、情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

〈被害調査の応援要請事項〉

ア 職種及び人数	イ 活動地域	ウ 応援期間
エ 応援業務の内容	オ 携行すべき資機材等	カ その他参考事項

2 災害情報の報告

(1) 災害情報の報告

ア 本部長は、災害情報を地方支部長に報告する。緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

イ 本部長又は消防長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

ウ 本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。

エ 本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

(2) 留意事項

本部長は、災害情報の収集、報告にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- ウ 本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

町が報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

- ア 管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編に示すとおりとする。

(3) 報告の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

〈報告の種類〉

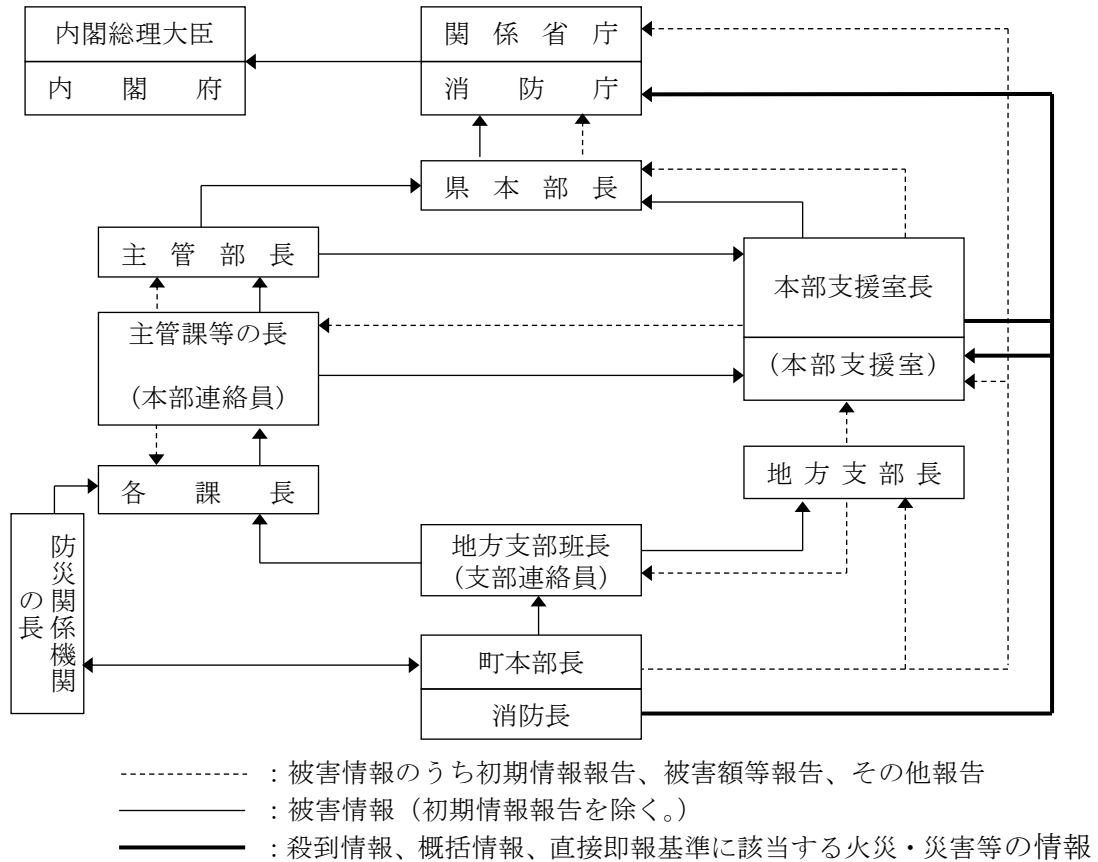
種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式 1、1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式 A~H 及び様式 2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2~21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

なお、収集、伝達する災害情報は、次のとおりである。

〈収集・報告する情報の種類〉

情報の種類	担 当	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式	報告先（地方支部）
災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	本部事務局	1	—	総務班
避難指示の実施状況	本部事務局	1-1	—	総務班
人的被害及び住家被害の状況	ふるさと振興班 税務会計班	2 2-1、2-2	2 2-1、2-2	福祉環境班
庁舎等の被害状況	総務班	3	3	総務班
社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	福祉・医療班 生涯学習班	4	4	教育事務所班 福祉環境班
医療施設、上水道施設及び衛生施設の被害状況	福祉・医療班 上下水道班	B, C, 5 5-1	5 5-1	保健医療班
消防施設の被害状況	本部事務局	6	6	総務班
自然公園施設、観光施設の被害状況	観光商工班	D	7	総務班、福祉環境班
商工関係の被害状況	観光商工班	E	8	総務班
農業施設の被害状況	農業振興班	F	12	農林班
農作物等の被害状況	農業振興班	F	13	農林班
家畜等の被害状況	農業振興班	F	14	農林班
農地農業用施設の被害状況	農業振興班	F	15	農林班
林業施設、林産物、森林の被害状況	林業振興班	F	16	農林班
河川、道路、都市施設等土木施設の被害状況	建設班	G-1	17	土木班
公営住宅等の被害状況	建設班	G-1	18	土木班
児童、生徒及び教職員の被害状況	学務班	H	19	教育事務所班
学校の被害状況	学務班	H	20	教育事務所班
文化財の被害状況	生涯学習班	H	21	教育事務所班

〈報告の系統〉



4 災害情報通信の確保

町は、災害情報の報告のため、次の手段を使用する。

- ア 防災行政情報通信ネットワーク衛星系
- イ 県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）
- ウ 災害時優先電話
- エ 消防無線

第5節 広報広聴

【基本方針】

- 1 町は、災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
また、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 2 町は、広報活動にあたっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 3 町は、広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。

【担当】

町	企画班、ふるさと振興班、町民班
防災関係機関	

1 広報活動

町は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を行う。

(1) 広報項目

町は、次の項目の広報活動を行う。

〈広報の項目〉

ア	災害の発生状況
イ	気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項
ウ	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
エ	指定避難所の開設状況
オ	救護所の開設状況
カ	道路及び交通情報
キ	各災害応急対策の実施状況
ク	災害応急復旧の見通し
ケ	二次災害の予防に関する情報
コ	犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項
サ	安否情報及び避難者名簿情報
シ	生活関連情報
ス	相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
セ	防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
ソ	その他必要な情報

(2) 広報の手段

広報は、次の手段とする。

ア IP告知サービス	イ メール配信サービス	ウ 広報車
エ ホームページ	オ 災害広報紙	カ 指定避難所掲示板

2 報道対応

(1) 広報の要請

町は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、救援物資等の支援等に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供する。

(2) 報道発表

町は、湯田庁舎等に記者発表場所を設置し、記者クラブに対して発表する。

また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

発表内容は、あらかじめ本部会議に諮ったものとする。

(3) 取材活動への対応

取材活動は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難場所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、避難所運営組織が許可した者のみとする。

町は、災害対策本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

3 広聴活動

被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

町は、庁舎内に相談窓口、指定避難所に臨時災害相談所を設置して必要に応じて巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送

【基本方針】

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施にあたっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送にあたっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 町及び県は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

【担当】

町	総務班、建設班
防災関係機関	北上土木センター、北上警察署、東日本高速道路（株）東北支社

1 交通確保

(1) 情報連絡体制の確立

道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県に報告する。

(2) 防災拠点等の指定

町は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。防災拠点等は、次のとおりである。

ア 防災拠点

湯田庁舎、沢内庁舎、西和賀さわうち病院

イ 輸送拠点

湯田農業者トレーニングセンター、沢内農業者トレーニングセンター

ウ 交通拠点

湯田 I C

(3) 緊急輸送道路

県が指定する町内の緊急輸送道路は、次のとおりである。

〈県の緊急輸送道路〉

第1次路線	東北横断自動車道 国道107号
第2次路線	主要地方道盛岡横手線

(4) 道路啓開等

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

町は、県の緊急輸送道路から各指定避難所へ通じる道路を優先に啓開を行う。

2 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講じる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講じる。また、警察官等が現地において指示・誘導にあたる。

ウ 標示には、①禁止又は制限の対象、②規制する区域、区間、③規制する期間を表示する。

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に

応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

町は、管理する道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

町は、県本部長（県防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認を申し出る。

〈緊急通行車両確認の申し出事項〉

ア	番号標に標示されている番号	イ	輸送人員又は品名
ウ	使用者の住所及び氏名	エ	通行日時
オ	通行経路（出発地、目的地）		

既に、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、当該車両を使用して行う業務を証明する書類、届出済証を提示することで、確認のための審査が省略される。

県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。

また、県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

3 災害時における車両の移動

(1) 道路管理者による車両の移動

道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

その場合、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

(2) 県等からの要請、指示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。

県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。

4 緊急輸送

(1) 緊急輸送の対象

町、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

〈緊急輸送の対象〉

ア	応急復旧対策に従事する者
イ	医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
ウ	食料、飲料水その他生活必需品
エ	医療品、衛生資材等
オ	応急復旧対策用資機材
カ	その他必要な要員、物資及び機材

(2) 車両の確保

町は、町有車両の他、西和賀町民バス運行委託事業者及びバス、トラック等を有する事業者等に輸送を要請する。確保できない場合は、県を通じて（公社）岩手県トラック協会、（公社）岩手県バス協会に要請する。

(3) 燃料の確保

町は、岩手県石油商業協同組合北上地区支部に燃料の供給を要請する。

(4) ヘリコプターの確保

町は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県に対し、航空機のあっせんを要請する。

〈ヘリコプターの要請事項〉

ア	要請理由	イ	輸送貨物の所在地	ウ	輸送貨物の内容、数量
エ	輸送先	オ	輸送日時	カ	荷送人
キ	荷受人	ク	着陸希望場所及びその状況	ケ	その他参考事項

(5) ヘリコプター飛行場外離着陸場の設置

町は、ヘリコプター飛行場外離着陸場の予定地の被害状況を確認し、使用する飛行場外離着陸場を連絡する。

飛行場外離着陸場の設備や管制が必要な場合は、自衛隊に要請する。

〈ヘリコプター飛行場外離着陸場〉

ア	物資・人員輸送等
	・ 錦秋湖川尻総合公園の野球場 ・ 沢内総合公園
	・ 西和賀町営草地（苗圃）
イ	傷病者輸送（ドクターヘリランデブーポイント）
	・ 西和賀さわうち病院駐車場

第7節 災害警備活動

【基本方針】

- 1 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」による。

【担当】

町	本部事務局、町民班
防災関係機関	北上警察署

1 災害警備体制

(1) 災害警備体制の種別

災害警備体制は、次のとおりである。

〈災害警備体制の種別〉

種別	配備基準
準備体制	災害の発生が予想されるが、発生までに時間的余裕があるとき
警戒体制	津波、高潮、波浪、暴風雨及び洪水その他気象関係等の警報が発表され、相当の被害の発生が予想される時
非常体制	災害が発生し、又はまさに発生しようとする時

(2) 災害警備本部の設置

警察は、所要の規模の災害警備本部を設置し、警備部隊の編成及び運用を行う。

2 災害警備活動

災害警備活動は、次のとおりである。

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出・救助活動
- ウ 避難誘導活動
- エ 交通規制
- オ 検視・死体調査
- カ 警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の整備及び応援に係る連絡調整
- キ 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要請
- ク 災害警備用装備資機材の整備
- ケ 警察施設等の防災対策の推進
- コ 職員を対象とした防災訓練の実施

第8節 消防活動

【基本方針】

- 1 大規模火災発生時には、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 3 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 町の措置

(1) 出動の指示、要請

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防団長及び消防長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

町は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

(2) 消防活動の支援

町は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 応援要請

本部長又は消防長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、緊急消防援助隊等の消防部隊の応援要請を行うほか、自衛隊の災害派遣要請を行う。

町及び北上地区消防組合消防本部は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。受入場所は、西和賀消防署とする。

また、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、飛行場外離着陸場を確保する。

〈本部長と消防長の権限〉

本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常備消防の要請 ・ 緊急消防援助隊の要請に関する県知事への連絡 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する県知事への要求
-----	--

消防長	常備消防（県内・横手市消防本部）の応援要請
-----	-----------------------

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

消防長は、本部長から出動準備要請を受けたときは、次の措置をとる。

- ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
- イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
- ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

また、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

消防長は、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

火災防ぎょ活動にあたっての留意点は、次のとおりである。

- ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

消防長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。

- ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、医療機関に搬送を行う。
- イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

消防長は、次のように避難対策活動を行う。

- ア 消防長は、あらかじめ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、

避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難誘導にあたっては、社会福祉施設、自主防災組織、行政区等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第9節 水防活動

【基本方針】

- 1 町は、洪水による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図るため、水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置を迅速かつ円滑に実施する。

【担当】

町	本部事務局、建設班
防災関係機関	西和賀町消防団、陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊

1 水防活動

洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「西和賀町水防計画」に定めるところにより実施する。

第10節 応援協力

【基本方針】

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援要請を行う。
- 2 町、県及びその他防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結にあたっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定も考慮するほか、連携強化の実効性確保に留意する。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 町、県及びその他防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努める。
- 5 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	県

1 市町村の相互協力

町は、大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援調整市町村（一関市、釜石市）を通じて、応援要請を行う。

(1) 応援の種類

応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

〈市町村相互応援の種類〉

ア	応急措置を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
イ	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
ウ	被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
エ	災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
オ	災害応急活動に必要な職員等の派遣
カ	被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん
キ	その他、特に要請のあった事項

(2) 応援の方法

町は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

〈応援の要請事項〉

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ	応援を希望する職種別人員
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

2 県への要請

町は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部を通じて、県に応援を求める。

応援要請は、前項と同じ事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

3 防災関係機関等への要請

町は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、法律に基づき、職員の派遣、あっせん等を要請する。

〈法律に基づく要請〉

要請先	内 容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	災害対策基本法 68 条
知事	指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条 2
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第 30 条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	災害対策基本法第 30 条 2 地方自治法第 252 条の 17
市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条

4 受援体制

(1) 受援体制

町は、応援隊を受入れるために、集結地を指定するとともに、応援隊から連絡員の派遣を要請する。

町各班は、効果的な応急対策ができるよう応援隊と調整を図る。

なお、応援隊の食料、飲料水等の補給は応援隊で確保するよう要請するが、公共施設を拠点施設として提供するなど、可能な限り便宜を図る。

〈応援隊の集結地〉

ア 旧川尻小学校グラウンド イ 沢内中学校グラウンド
※不足する場合は、旧沢内第一小学校グラウンドを使用

(2) 経費の負担

国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

その他防災関係機関、団体等の経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度、相互協議して定める。

第11節 自衛隊の災害派遣要請

【基本方針】

- 1 町は、被害状況を把握し速やかに県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害の発生にあたって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊

1 災害派遣の基準等

(1) 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである

〈災害派遣の区分と基準〉

区 分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

(2) 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

〈自衛隊の救援活動〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

本部長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、町だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を要求し、後日、文書を提出する。

この場合において、本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

〈自衛隊の派遣要請の要求事項〉

ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

本部長は、県本部長に対し災害派遣要請を要求した場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

本部長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。

(2) 直接の通知

本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

〈最寄りの指定部隊〉

指定部隊等の長	連絡先	
	昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊 岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688－4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688－4311 内線 490

(3) 撤収の要請

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を要求する。

3 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ

- 町は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
- ア 派遣部隊との連絡職員（総務班）を指名し、派遣する。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、災害対策本部内に関係機関連絡室を設置する。
 - ウ 部隊の宿営場所は、錦秋湖川尻総合公園、沢内総合公園、西和賀町営草地（苗圃）を予定する。
 - エ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
 - オ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

〈部隊指揮官との連絡調整事項〉

<ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報の収集及び交換 ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整 ③ 保有する資機材等の準備状況 ④ 自衛隊の能力、作業状況 ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止 ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位 ⑦ 宿泊及び経費分担要領 ⑧ 撤収の時期及び方法

(2) 飛行場外離着陸場の設置

町は、ヘリコプターの受入れのために、自衛隊と協力して受入れ準備を行う。

4 自衛隊の自主派遣

指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、町が負担する。負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

〈経費の負担範囲〉

- | | |
|---|---|
| ア | 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料 |
| イ | 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料 |
| ウ | 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費 |
| エ | 有料道路の通行料 |

第12節 防災ボランティア活動

【基本方針】

- 1 町は、防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 町及び社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

【担当】

町	福祉・医療班
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部西和賀町分区

1 防災ボランティアに対する協力要請

町は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。

防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤町分区、西和賀町社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

また、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

〈防災ボランティア参加のための情報提供〉

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 防災ボランティアの活動内容及び人数等 |
| イ | 防災ボランティアの集合日時及び場所 |
| ウ | 防災ボランティアの活動拠点 |
| エ | 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況 |
| オ | その他必要な事項 |

2 防災ボランティアの受入れ

(1) 防災ボランティア活動センターの設置

町及び西和賀町社会福祉協議会は、社会福祉協議会内に防災ボランティア活動センターを設置し、防災ボランティアの活動拠点とする。

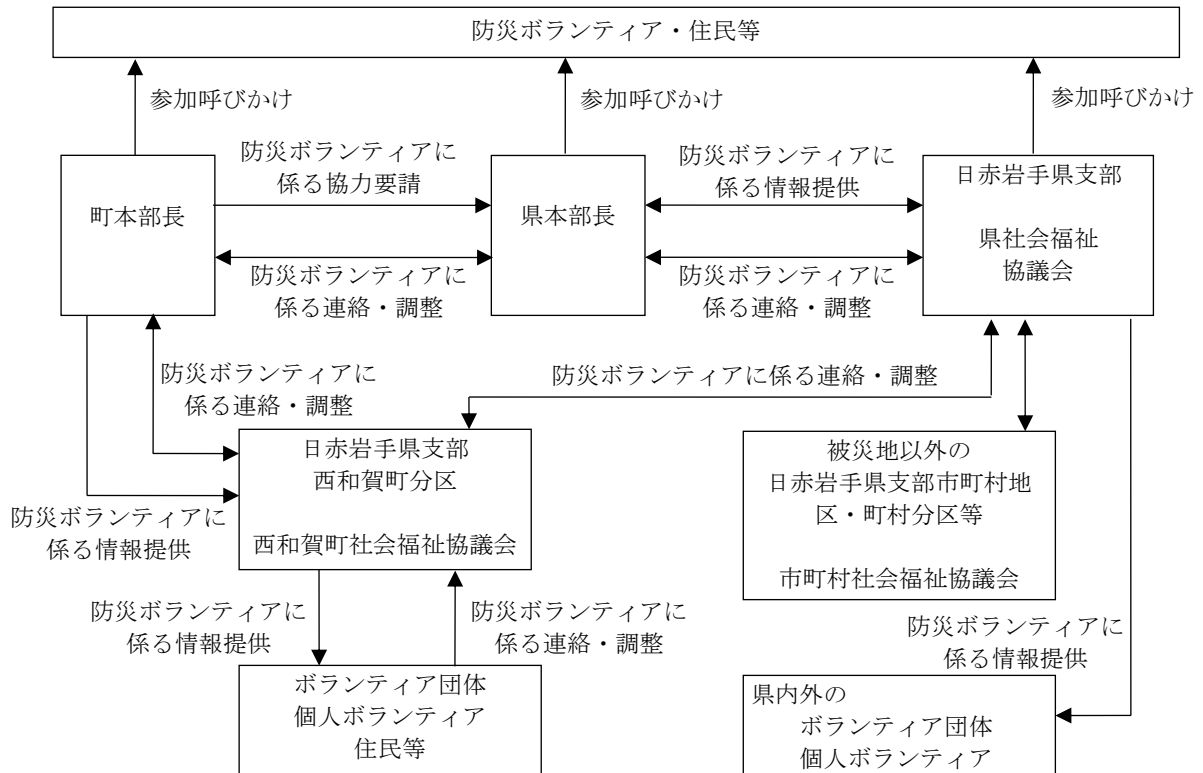
また、必要に応じて、町の公共用地等にプレハブ等で活動拠点を設置する。

(2) 防災ボランティア活動センターの運営

町、社会福祉協議会及び日赤町分区は、相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

町、社会福祉協議会及び日赤町分区は、被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

〈ボランティア活動に係る連絡調整〉



(3) 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、概ね次のとおりとする。

〈防災ボランティアの活動内容〉

ア 炊き出し	イ 募金活動	ウ 引っ越し
エ 負傷者の移送	オ 安否確認、調査活動	カ 給食サービス
キ 話し相手	ク 後片付け	ケ 洗濯サービス
コ シート張り	サ 指定避難所の運営支援	シ 移送サービス
ス 清掃	セ 介助	ソ 物資仕分け
タ 物資搬送	チ 入浴サービス	ツ 理容サービス
テ その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動		

第13節 災害救助法の適用

【基本方針】

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動にあたるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- 3 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

【担当】

町	本部事務局、町民班
防災関係機関	県

1 適用基準

法の適用基準は、次のとおりである。

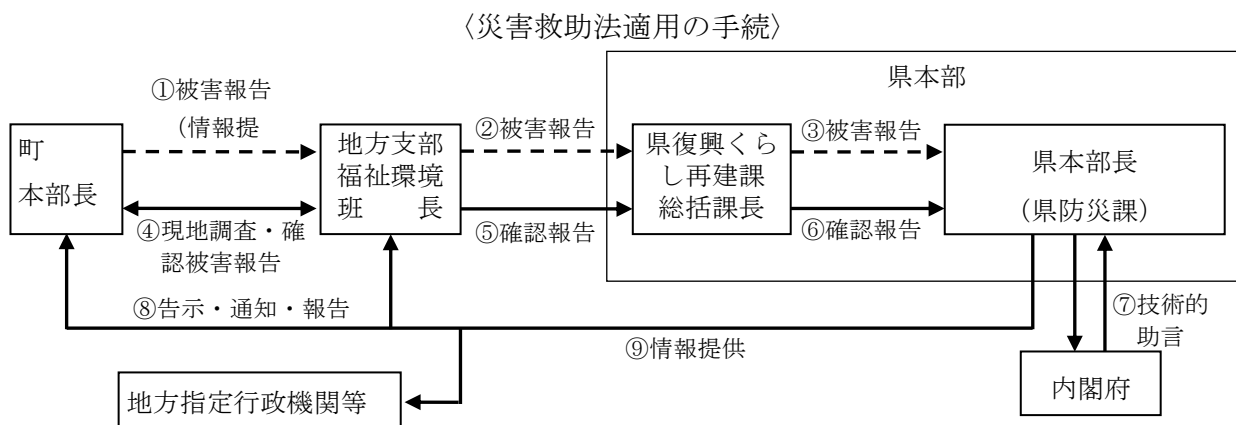
- (1) 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 町の滅失世帯が40世帯以上（令1-1-1）
 - イ 県内の滅失世帯が1,500世帯以上で、町の滅失世帯が20世帯以上（令1-1-2）
 - ウ 小災害内規運用基準において町の滅失世帯が20世帯以上40世帯未満
 - エ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（令1-1-3）
 - オ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（令1-1-4）
- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続き

本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。



3 救助の実施

災害救助の種類は、次のとおりである。

なお、具体的方法は、本章各節によるものとする。

〈災害救助法の適用となる救助の種類〉

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	1ヶ月以内

第14節 避難・救出

【基本方針】

- 1 町は、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援等実施者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出援助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 町は、被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

【担当】

町	本部事務局、企画班、ふるさと振興班、町民班、福祉・医療班、生涯学習班、学務班
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 避難行動

住民等は、大雨等の場合、次の行動をとるものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等で気象情報に注意し、危険と判断した場合には、大雨となる前に指定緊急避難場所に自ら避難する。
- (2) 町から避難指示等が伝達された場合は、地区の避難行動要支援者を支援し、指定緊急避難場所又は町が避難先として開設する指定避難所に避難する。
- (3) 風雨が収まった後に、自宅で居住することが困難な場合は、指定避難所に移動し、住居の清掃又は仮設住宅入居まで避難生活を営む。

2 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の発令

ア 本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく避難指示等の発令を行う。

イ 本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して必要に応じて普段の行動を見合わせ始めること及び、自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ 本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急

安全確保を指示することができる。

エ 本部長は、県が設置する「風水害対策支援チーム」から伝達される情報や助言内容等を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。

オ 本部長は、避難指示等の対象地域又は解除等について、県その他防災関係機関に助言を求めることができる。

カ 本部長は、避難指示等の解除にあたっては、十分な安全性の確認に努める。

〈西和賀町避難指示等発令の判断基準〉

1 洪水

(1) 水位周知河川（和賀川）

次のアからウの基準のほか、降雨や雨域の変化の状況及び地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

和賀川は、水位周知河川に指定されており、あらかじめ定めた水位への到達情報や氾濫発生情報について県から通知される。

水位到達情報の通知の対象となる基準水位

水位周知河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防団準備	水防団出動
和賀川	新町	0.5 m	1.1 m	1.1 m	2.3 m	0.5 m	1.1 m

ア 【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令

次のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

発令対象範囲は、和賀川の洪水浸水想定区域等から検討する。

- | |
|---|
| ① 新町水位観測所の水位が避難判断水位(1.1m)に到達し、かつ和賀川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒」(赤)が出現したとき |
| ② 高齢者等避難の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき |

イ 【警戒レベル4】 避難指示の発令

次のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

発令対象範囲は、和賀川の洪水浸水想定区域等から検討する。

- | |
|--|
| ① 新町水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.3m)に到達したとき |
| ② 新町水位観測所の水位が避難判断水位(1.1m)を超えた状態で、和賀川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現したとき |
| ③ 避難指示の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき |
| ④ 避難指示の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき |

ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令

「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。

次のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- | | |
|---|---|
| ① | 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 |
| ② | 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者、消防団、町民等からの報告・通報により把握できた場合） |

(2) その他河川

水位周知河川以外の中小河川について、過去に降雨による氾濫等の水害が発生した河川については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な河川として認識し、特に山間部等の流れの速い河川沿いの居住者は、立ち退き避難も必要となる場合があるので、降雨や雨域の変化の状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

次に該当する場合は発令の目安とする。

- | | |
|---|---|
| ① | 【警戒レベル3】高年齢者等避難の発令
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で町内中小河川に「警戒」(赤)が出現したとき |
| ② | 【警戒レベル4】避難指示の発令
洪水警報が発表され、消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 |
| ③ | 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令
堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者、消防団、町民等からの報告・通報により把握できた場合） |

(3) 避難対象範囲

水位周知河川である和賀川については、水防法（昭和24年法律第193号）に基づいて、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間が指定・公表されている。

河川の氾濫等により家屋への浸水被害が予測される区域に対して避難指示等を発令することを基本とする。

その他河川については、河川特性や過去の浸水実績等の情報から発令対象範囲及び避難先を検討する。

なお、対象範囲を細分化しすぎるとかえって居住者にとってわかりにくい場合が多いことから立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して発令するのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。

2 土砂災害

(1) 急傾斜地・土石流・地すべり

降雨や雨域の変化の状況、地形条件、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）、その他の情報を含めて総合的に判断する。

ア **【警戒レベル3】高年齢者等避難の発令**

次のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- | | |
|---|---|
| ① | 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「警戒」(赤)が出現したとき |
|---|---|

② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

イ 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ② 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、さらに降雨が継続する見込みであるとき
- ③ 避難指示の発令が必要となるような、強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される時
- ④ 避難指示の発令が必要となるような、強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時
- ⑤ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。

次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- ① 大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき
- ② 土砂災害の発生が確認されたとき

(2) 避難対象範囲

避難対象とする範囲は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び土砂災害が発生する可能性のある箇所とする。

〈避難指示等の代行〉

- ア 知事(災害対策基本法第60条)
- イ 知事及びその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり防止法第25条)
- ウ 警察官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- エ 海上保安官(災害対策基本法第61条)
- オ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(自衛隊法第94条)

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

〈避難指示等の内容〉

ア 発令者	イ 避難指示等の日時	ウ 避難指示等の理由
エ 避難対象地域	オ 避難対象者及びとるべき行動	
カ 避難先	キ 避難経路	ク その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベル

に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難指示等の内容は、IP告知端末、メール配信サービス、広報車、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により住民に周知する。

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に対し、自主防災組織、消防団等で住居を個別訪問する。

社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、町から電話で避難を連絡する。

なお、台風接近時等においては、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

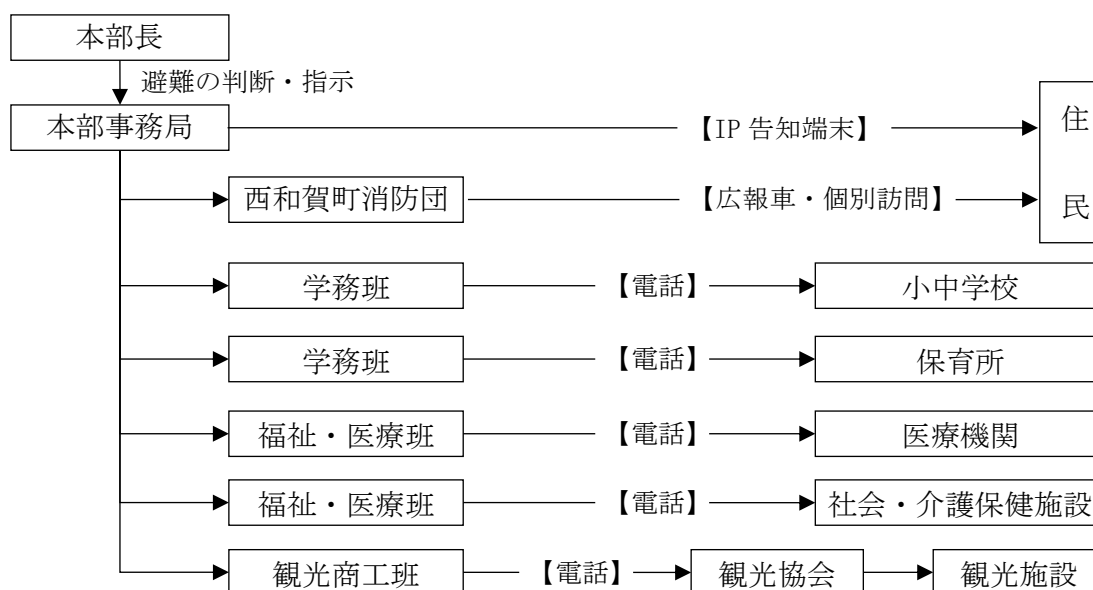
(4) 避難指示等の報告

本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

〈報告事項〉

ア 避難指示等を行った者	イ 避難指示等の理由
ウ 避難指示等の発令時刻	エ 避難対象地域
オ 避難先	カ 避難者数

〈避難指示等の伝達経路〉



3 避難の実施

(1) 避難の方法

避難は、原則として徒歩によるものとする。

ただし、次の場合は、自動車による避難とする。

〈自動車による避難の事由〉

ア	指定緊急避難場所まで徒歩で10分以上の時間を要する場合
イ	夜間の場合
ウ	降雨、降雪の場合
エ	道路に積雪がある場合
オ	徒歩で避難が困難な要配慮者を支援する場合

避難は、できるだけ一定の地区ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(2) 避難の誘導

町は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所等に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、傷病者、子供等）の避難を優先するものとし、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

特に社会福祉施設の入所者等の避難が必要な場合は、消防団員等を配置して誘導する。

なお、避難支援従事者は、自らの安全を確保した上で避難誘導にあたる。

(3) 避難者の確認等

町職員、自主防災組織、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

〈警戒区域の設定事項〉

ア	発令者	イ	警戒区域設定の日時
ウ	警戒区域設定の理由	エ	警戒区域設定の地域
オ	その他必要な事項		

(2) 警戒区域の設定の周知

本部長は、警戒区域設定の内容を、IP告知端末、メール配信サービス、広報車、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、住民等への周知徹底を図る。現場には、ロープ等によりこれを明示する。

〈警戒区域の設定の代行〉

ア	知事（災害対策基本法第73条）
イ	警察官（災害対策基本法第63条）
ウ	海上保安官（災害対策基本法第63条）

エ	水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
オ	消防吏員又は消防団員（消防法第36条）
カ	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条）

5 救出

救出活動は、北上地区消防組合消防本部を中心に消防団、自主防組織等が協力して実施する。町は、行方不明者情報を把握するとともに、救出に必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材、工事用重機等をにしが建設会、県地方支部土木班等の協力を得て、調達する。

また、県に対し孤立した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動を要請する。

なお、消防活動は、第8節「消防活動」によるものとする。

6 指定緊急避難場所の開放

(1) 指定緊急避難場所の開放

町は、避難指示等を発令した場合、又は住民から自主避難する旨の連絡を受けた場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた指定緊急避難場所を開放する。開放にあたっては、地域の自主防災組織と連携して迅速な開放に努める。その場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

(2) 避難者への支援

指定緊急避難場所に避難した場合の食料、毛布等の必需品は、避難者が携行するものとする。ただし、避難者が携行できなかった場合は、備蓄品等の毛布、食料等を配布する。

7 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

町は、被災者を受入れるために、指定避難所を開設する。

なお、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下では、関係部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるものとする。

また、感染症予防の観点から、避難所の開設個所数を増やすなど、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。

町の指定避難所だけでは受入れができない場合は、次の方法により、指定避難所の確保に努める。

ア 町内の観光施設の管理者等と協議し、旅館等に受入れる。

イ 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。

ウ 県と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

〈指定避難所受入れ対象者〉

区 分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 宿泊者、一般家庭の来訪者など、現実的に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

(2) 指定避難所の開設の報告と周知

町は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を速やかに県に報告する。

〈指定避難所開設時の周知・報告事項〉

ア 開設日時及び場所	イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
ウ 開設期間の見込み	

(3) 福祉避難所の開設

町は、必要に応じて指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者を受入れるため、福祉避難所を開設する。福祉避難所の開設予定箇所は、高齢者福祉センター等の公共施設や町内社会福祉法人の施設とする。

なお、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

福祉避難所には、介助員等を配置し日常生活を支援するとともに、必要な福祉や医療サービスが提供されるよう配慮する。

8 指定避難所の運営

町は、家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合、次のような指定避難所の運営支援を行う。

なお、運営の詳細は、別に定める「西和賀町避難所運営マニュアル」によるものとする。

(1) 指定避難所運営体制の確立

指定避難所の運営は原則として、自主防災組織等を中心とした避難者による避難所運営委員会を組織し、地域の助け合いで行うものとする。

町は、避難所運営委員会が設置されるまでの間、避難所運営委員会の立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

なお、学校を使用する指定避難所では、応急教育の支障とならないよう校長、避難所運営委員会と協議を行い、必要な調整を行う。

(2) 避難者の管理

町職員は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者を把握し、避難者名簿等を作成する。

なお、指定避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

(3) 指定避難所での生活支援

町は、次の生活支援を行うよう努める。

〈指定避難所での生活支援〉

ア	仮設トイレ、テレビ、暖房機器等の設置
イ	食料、生活必需品等の物資の供給
ウ	生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供
エ	ホームヘルパー等による介護等、要配慮者への支援
オ	保健衛生の確保
カ	指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
キ	可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ(LGBT等)や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
ク	愛玩動物対応
ケ	入浴サービス

(4) 女性等の視点を取り入れた指定避難所対策

ア 男女別ニーズへの配慮

男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、女性専用スペース、防犯ブザーの配付等

イ 妊産婦、乳幼児等への配慮

授乳室、栄養の確保や健康維持のための専門家と連携

ウ 指定避難所の運営

避難所運営委員会への参画(責任者等役員のうち女性が少なくとも3割以上)、性別による役割の固定化解消

(5) 避難者の安全の確保

本部長は、避難場所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮する。

また、警察、病院、女性支援団体と連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9 帰宅困難者対策

町は、交通の途絶等により自力で帰宅することが極めて困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(1) 帰宅困難者の把握

町は、観光協会、東日本旅客鉄道(株)等と連携して、旅館等の宿泊客、観光施設及び駅等に滞留する帰宅困難者を把握する。

(2) 一時滞在施設の確保

町は、旅館等の宿泊客が継続して滞在できるよう施設の管理者等に要請する。

その他の帰宅困難者は、指定避難所に受入れ、必要に応じて、食料等を提供する。

(3) 情報の発信

町は、帰宅困難者の氏名、住所等を把握し、個人情報の扱いに配慮して安否情報の発表や、家族等からの確認に対応する。

10 指定避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

町は、自宅、車中その他の指定避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を、自主防災組織等からの情報により把握する。

(2) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難者等に対し、庁舎、指定避難所において、食料、物資等を配付する。
 また、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできる体制を構築する。
 在宅の要配慮者については、民生委員、西和賀町社会福祉協議会、福祉ボランティア等の巡回により状況把握や支援を行う。

11 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 県内広域避難の要請

町本部長は、災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内の他市町村への広域避難の必要があると認めた場合は、応援協定を締結した市町村長又は適当と認める他市町村長に対し、避難者の受入れを協議する。

町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域避難を協議しようとするとき。	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
県内広域避難の必要が	1 協議先市町村長	災害対策基本法第

<p>なくなったと認めるとき。</p>	<p>2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p> <p>3 公示</p> <p>4 県本部長</p>	<p>61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項</p>
---------------------	--	-------------------------------------

イ 県内広域避難の受入れ

町本部長は、他の市町村長から広域避難の受入れの要請があったときは、正当な理由がある場合を除きこれを受け入れる。

町本部長は、被災者の広域避難の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し提供する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
<p>受入施設を決定したとき。</p>	<p>受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p>
	<p>協議元市町村長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第5項</p>
<p>県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。</p>	<p>受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p>

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の要請

町本部長は、県外広域避難の必要があると認めた場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議するよう求める。

町本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。

町本部長は、受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
<p>受入施設を決定した旨</p>	<p>1 公示</p>	<p>災害対策基本法第</p>

の通知を受けたとき。	2 受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	61条の5第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき。	1 県本部長 2 公示 3 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

イ 他都道府県からの広域避難の受入れ

町本部長は、県本部長から他都道府県の避難者の受入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除きこれを受け入れる。

町本部長は、受入施設を決定し提供する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第3項の規定により準用する同条第1項
	県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第3項の規定により準用する同条第1項

1 2 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 県内広域一時滞在の要請

町本部長は、災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み、県内の他市町村へ一時滞在の必要があると認めた場合は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長に対し、避難者の受入れを協議する。

町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域一時滞在を協議しようとするとき。	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
県内広域一時滞在の必要がなくなると認めるとき。	1 協議先市町村長 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

イ 県内広域一時滞在の受入れ

町本部長は、他の市町村長から広域一時滞在の受入れの要請があったときは、正当な理由がある場合を除きこれを受入れる。

町本部長は、避難者の一時滞在の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し提供する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行

		規則第8条の2第1項
	協議元市町村長	災害対策基本法第86条の8第5項
県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の要請

町本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認めた場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議するよう求める。

町本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。

町本部長は、受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、法令に基づく報告又は通知を行う。

(法令に基づく報告又は義務)

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき。	1 県本部長 2 公示 3 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

イ 他都道府県からの広域一時滞在の受入れ

町本部長は、県本部長から他都道府県の避難者の受入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除きこれを受け入れる。

町本部長は、受入施設を決定し提供する。

町本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〈法令に基づく報告又は義務〉

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第3項の規定により準用する同条第1項
	県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第3項の規定により準用する同条第1項

1.3 安否情報の提供

町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の安否情報について、家族及び親族等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その場合、配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町及び関係機関と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

町は、安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集及び精査等を行う場合に備え、県及び関係機関と連携の上、一連の手続き等について整理し明確にしておくよう努める。

第15節 医療・保健

【基本方針】

- 1 町は、救急・救助の初動体制を確立し、西和賀さわうち病院及び医療機関との連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 町は、多数の傷病者に対応するため、災害拠点病院等への搬送体制の確立を図る。
- 3 町は、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 4 町は、動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携のもとに、迅速かつ適切に講じる。

【担当】

町	福祉・医療班、町民班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	県、(一社)北上医師会、北上歯科医師会、北上薬剤師会

1 初動医療体制

(1) 救護所の設置

町は、次の場所を救護所として指定し、施設の管理者に傷病者を受入れるよう要請する。災害現場には必要に応じて医療救護所を設置する。

〈救護所設置場所〉

西和賀さわうち病院、さわうち協立診療所、赤坂医院、佐々木内科小児科医院

(2) 医療救護班、歯科医療救護班等の編成

町は、町内の医療機関の医師、歯科医師、看護師、薬剤師等で、医療救護班を編成し救護所での対応を要請する。傷病者が多数で対応が困難な場合は、地方支部医療コーディネーター等に対し、医療救護班、岩手DMAT（災害派遣医療チーム）、歯科医療救護班、県薬剤師会班の派遣を要請する。

(3) 救護所の活動

救護所では、次の対応を行う。

〈救護所での活動〉

- ア 傷病者及び歯科医療を要する傷病者への応急措置
- イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の決定（トリアージ）
- ウ 救護所及び指定避難所における巡回医療の支援
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認

(4) 情報の収集及び提供

医療機関は、県広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。

〈医療情報〉

ア	発災直後情報（傷病者の受入可否）
イ	医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
ウ	ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
エ	受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
オ	患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

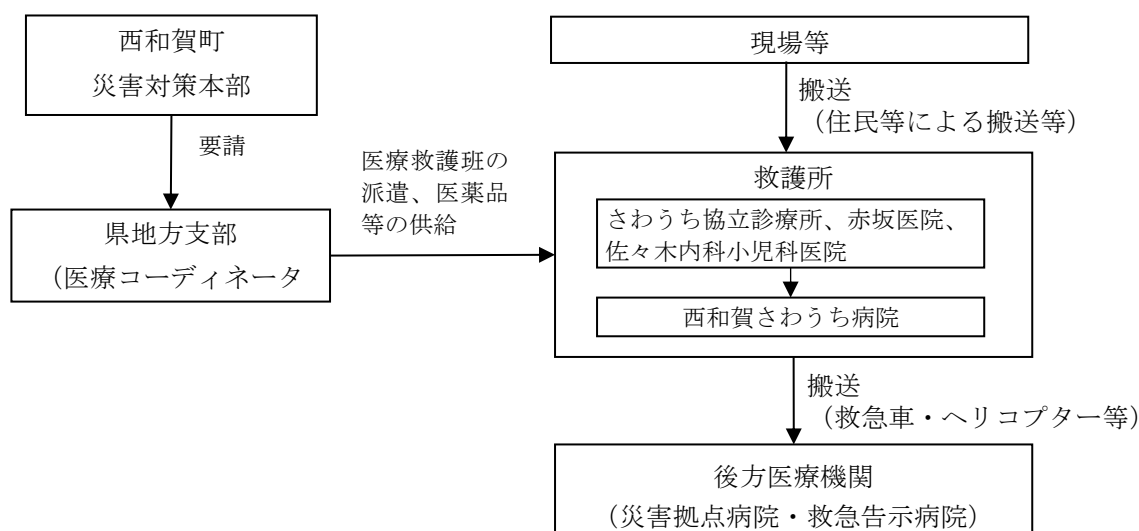
また、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

(5) 医薬品及び医療資機材の調達

町は、初動時には医療機関の医薬品及び医療資機材を使用するように要請する。不足する場合は、地方支部医療コーディネーターを通じて、県に調達又はあつせんを要請する。

災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県に対し、調達又はあつせんを要請する。

〈初動医療体制〉



2 後方医療体制

救護所の責任者、岩手DMAT及び医療救護班は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

町は、次の医療機関への収容を要請する。

〈後方医療機関〉

救急告示病院	西和賀さわうち病院、北上済生会病院、岩手県立中部病院	
災害拠点病院	基幹災害医療センター	岩手県立中部病院
	地域災害医療センター	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院

3 搬送体制

- (1) 災害現場から救護所までの搬送
救出活動をした機関の車両又は住民等により搬送する。
- (2) 救護所から後方医療機関までの搬送
原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送する。これが不可能な場合は、町が北上地区消防組合等の車両やヘリコプターの出動を要請する。

4 個別疾患への対応

- (1) 人工透析
町は、透析患者の受療状況及び西和賀さわうち病院の透析施設の稼働状況を把握し、県に報告する。
町及び西和賀さわうち病院は、県からの代替透析施設情報等の情報を患者に伝達する。西和賀さわうち病院の透析設備が稼働しない場合は、県に受入れを要請し、バス、ヘリコプター等で搬送する。
- (2) 難病等
町は、県からの難病患者等の受療に関する情報を患者に伝達する。町で受療が受けられない場合は、県に受入れ及び医薬品等の供給を要請し、バス、ヘリコプター等で搬送する。

5 中長期における医療活動

- (1) 保健相談室の設置
町は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、西和賀さわうち病院及び指定避難所に保健相談室を設置する。
- (2) 医療救護活動
町は、引き続き医療救護班により、指定避難所での要配慮者、患者の調査等の医療救護活動を行う。必要に応じて、県にD P A T（災害派遣精神医療チーム）による支援を要請する。
- (3) 健康管理活動の実施
町は、保健師、管理栄養士（栄養士）により健康管理活動班を編成し、保健相談室で健康管理活動を行う。健康管理活動は、医療救護班と合同で行うものとし、必要に応じて被災地域及び応急仮設住宅等の巡回も行う。
県は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、（一社）岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の指定避難所及び応急仮設住宅等を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を行う。

〈健康管理活動〉

健康管理活動班	ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア イ 指定避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
---------	--

	ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
口腔ケア活動班	ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア イ 被災者に対する歯科健康教育 ウ その他必要とされる歯科保健活動

6 愛玩動物の救護対策

町は、県、獣医師会等と連携して愛玩動物の救護対策を実施する。

(1) 放浪動物等の措置

町は、所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

(2) 同行避難への対応

飼い主とともに避難した動物の飼養は、動物の飼養者が行うことを原則とする。

町は、指定避難所に、愛玩動物の収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。盲導犬、介助犬等を除いた愛玩動物の建物内への持ち込みは、原則として禁止し、愛玩動物の飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

(3) 危険動物への対応

町は、危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第16節 食料、生活必需品等の供給

【基本方針】

- 1 町は、災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力を得て、物資の調達を図る。
- 2 町は、災害時における物資等の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

【担当】

町	観光商工班
防災関係機関	西和賀商工会、花巻農業協同組合

1 食料の供給

(1) 食料の支給対象者

町は、原則として、次に掲げる者に対して食料の支給を行う。

- ア 避難場所等に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- オ 災害応急対策活動に従事している者で、食料の支給を必要とする者

(2) 備蓄の活用

災害発生当初は、住民が携行した家庭内備蓄や地域の食料による自主的な炊き出しで充当する。備蓄を取り出せない被災者や帰宅困難者については、町の備蓄で補完する。

(3) 食料の必要量の把握

町は、各指定避難所からの報告から必要な食料の種類、数量等を把握する。

(4) 食料の確保

町は、次の方法で食料を確保する。

ア 炊き出し

自主防災組織、日赤町分区、避難所運営委員会等に対し、指定避難所での炊き出しを要請する。炊き出し用器具は、自主防災組織の備蓄、学校等の施設を使用する。

町は、町内事業者から食材、燃料等を確保する。炊き出しで十分な量が確保できない場合は、自衛隊の災害派遣部隊に要請する。

イ 事業者からの確保

炊き出しによる供給では不足する場合は、事業者からパン、おにぎり、弁当等の食料

を確保する。

ウ 救援物資の受入れ

県等に供給の要請、あつせんを要請する。その他、企業、団体等から提供される救援物資を受入れる。

エ 食料の確保にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上の理由により食事制限のある者等に配慮する。

なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

(5) 食料の供給

食料は、指定避難所にて避難所運営委員会の協力を得て供給する。その場合は、在宅避難者等にも供給されるように配慮する。

2 生活必需品等の物資の供給

町は、食料の供給と同様に生活必需品等の物資を供給する。

なお、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

3 物資等の輸送及び保管

(1) 物資等の輸送及び保管

町は、物資等の保管場所を開設して、物資の受入れ、管理、輸送を行う。必要と認めるときは、被災者、自主防災組織等の団体及びボランティア団体に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

物資を大量に保管し、輸送する必要がある場合は、流通業者に委託する。

また、物資の保管にあたっては、必要に応じて、警備員を配置し事故防止の措置をとる。

〈物資の保管場所〉

ア 湯田農業者トレーニングセンター

イ 沢内農業者トレーニングセンター

※ 大量の物資を保管する場合は、JA施設の使用を要請する。

(2) 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体、企業、団体等からの救援物資を受入れる。

救援物資を受入れる場合のルールを次のように設定する。

ア 個人等からの小口の物資は受入れ対象外とする。

イ 自治体、企業、団体からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録し、町からの連絡により必要な供給を受ける。

ウ 生鮮品等の保存期間が短い食品は受入れの対象外とする。

第17節 給水

【基本方針】

- 1 町は、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

【担当】

町	上下水道班
防災関係機関	西和賀町上下水道災害安全協力会

1 給水

(1) 水源の確保

町は、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努める。

(2) 給水班の編成

町は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

〈給水班の業務〉

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査
ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限	

(3) 応援の要請

町は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部を通じて、県に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

ア 給水対象地域	イ 給水対象人数	ウ 職種別応援要員数
エ 給水期間	オ その他参考事項	

(4) 応急給水資機材の調達

町は、町内の業者等から、給水タンク、ポリバケツ、ポリタンク等の資機材を調達する。

応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部を通じて、県に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

ア 応急給水用資機材の種別、数量	イ 使用期限
ウ 運搬先	エ その他参考事項

(5) 給水方法

町は、給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）にて、指定避難所又は各地区に給水基地を設けて給水する。

なお、医療施設、社会福祉施設等に対しては、優先的に給水を行う。

2 水道施設被害汚染対策

(1) 給水施設破損、汚染の予防措置

町は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
- イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 給水施設破損、汚染への対応措置

町は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

- ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。
ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
- ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

第18節 応急仮設住宅の建設及び応急修理等

【基本方針】

- 1 町及び県は、災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 町は、災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 町は、災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 応急的な住まいを確保するため、既存住宅ストックを活用する。

【担当】

町	建設班、町民班
防災関係機関	西和賀町建築災害安全協力会

1 応急仮設住宅の供与

(1) 対象者

町は、次に掲げる者に対して応急仮設住宅の供与を行う。

〈応急仮設住宅供与の対象者〉

- | |
|---|
| ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者 |
|---|

(2) 供与対象者の調査、報告

町は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査し、県に報告する。

〈県への報告事項〉

- | |
|---|
| ア 被害状況
イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
オ その他住宅の応急対策上の必要事項 |
|---|

(3) 建設場所の選定

町は、応急仮設住宅の建設場所として、公有地を優先して選定する。公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所であり、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

(5) 応急仮設住宅の入居

県は、町の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。県から町に委任された場合は、町が入居者の選定を実施する。

応急仮設住宅の入居者の選定にあたっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

県は、町の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。県から町に委任された場合は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。

また、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

県は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 民間賃貸住宅の供給

県は、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として対象者に提供する。

また、対象者が自力で民間賃貸住宅に入居した場合も応急仮設住宅として扱うよう検討する。

(8) 公営住宅の供給

県は、公営住宅の空室を確保し、応急仮設住宅として対象者に提供する。

2 住宅情報の提供

町は、県から活用可能な民間住宅の情報提供を受け、被災者に提供する。

また、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

〈応急修理の対象者〉

- | |
|---|
| ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯 |
| イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯 |
| ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯 |

(2) 対象者の調査、選考

町は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査、選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
町は、事業者との請負契約により実施する。

4 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地の危険度判定の実施

県は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行う。

被災宅地危険度判定士の行う業務は、次のとおりである。

- ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ウ 判定ステッカーを当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に表示する。

〈判定結果の表示〉

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(2) 町の措置

町は、判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。実施本部は、次の業務にあたる。

〈判定実施本部の業務〉

ア 宅地に係る被害情報の収集
イ 判定実施計画の作成
ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
エ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
カ その他判定資機材の配布

第19節 感染症の予防

【基本方針】

- 1 町及び県は、被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携のもとに、必要な措置を講じる。

【担当】

町	福祉・医療班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	中部保健所

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

町は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。町における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部が「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

県は、地方支部において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。

また、町は、「疫学調査協力班」を編成し、「疫学調査班」に協力する。

〈消毒班・疫学調査協力班の編成基準〉

消毒班	衛生技術者1名、事務職員1名、作業員3名
疫学調査協力班	看護師又は保健師1名、助手1名

(3) 感染症予防班

町は、県の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の「感染症予防班」を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

町は、町内事業者等から感染症予防用資機材を調達する。調達することができない場合は、次の事項を明示し、県にその調達又はあっせんを要請する。

〈県への要請事項〉

ア 感染症予防用資機材の調達数量	イ 送付先
ウ 調達希望日時	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

町は、感染症予防班、西和賀さわうち病院等の医療機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

町及び県は、第5節「広報広聴」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関す

る広報を実施する。

〈広報の方法〉

- ア 疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じた広報
- イ 指定避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の実施方法

- (1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、医療機関、医療救護班、指定避難所の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知し、町、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

- (2) 積極的疫学調査（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

- (3) 健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。

- (4) 清潔方法（消毒班）

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 20 節「廃棄物処理・障害物除去」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

- (5) 消毒方法（消毒班）

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県が指示した場所について、消毒を実施する。

- (6) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

- (7) 生活の用に供される水の供給（消毒班）

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 17 節「給水」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第 17 節「給水」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

- (8) 臨時予防接種（感染症予防班）

町は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県に、その実施を求める。

(9) 患者等に対する措置（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。

- ア 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

〈感染症指定医療機関〉

第一種感染症指定医療機関	盛岡市立病院
第二種感染症指定医療機関	岩手県立中部病院、北上済生会病院、岩手県立遠野病院

(10) 指定避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）

町又は県は、週に1回以上指定避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

- ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
- イ 指定避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ウ 指定避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
- エ 飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- オ 本部長は、指定避難所における過密抑制に配慮する。

第20節 廃棄物処理・障害物除去

【基本方針】

- 1 町は、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 町は、ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 町、県及びその他防災関係機関は、処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、連携を図る。

【担当】

町	町民班、建設班
防災関係機関	北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、にしわが建設会、西和賀町建築災害安全協力会

1 廃棄物処理

(1) 処理計画の作成

町は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握し、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定めた廃棄物処理計画を作成する。

(2) 処理方法

町は、医療施設、社会福祉施設及び指定避難所を優先して収集を行う。

廃棄物処理は、関係機関と連携を図り、次の方法により行う。廃棄物処理にあたっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

〈廃棄物の処理方法〉

区分	処理内容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

	ウ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。
--	---

なお、事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

町は、事業者からの自己処理又は委託処理が困難との報告を受けた場合、処理方法を指示する。

(3) 廃棄物の収集、処理

町は、廃棄物処理業者に収集を要請する。

収集した廃棄物は、岩手中部広域行政組合及び西和賀町沢内清掃センターで対応するが、廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合は、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

また、収集ができない場合は、県に応援を要請する。

(4) 災害廃棄物仮置場

町は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保する。

また、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場や中間処理施設（破碎・選別・焼却等）及び最終処分地の清潔保持に努める。

(5) 住民等への協力要請

町は、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求めるとともに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

2 し尿の収集

(1) 処理計画の作成

町は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、断水や建物の被害によりトイレが使用できない世帯数等を把握し、仮設トイレの設置やし尿の収集方法を定めた処理計画を作成する。

(2) 処理方法

町は、医療施設、社会福祉施設及び指定避難所を優先してし尿処理対策を行う。

また、浸水した地区の汲み取り式の便槽を優先して、し尿の収集を行う。

公共下水道及び農業集落排水の供用区域には、関係機関と連携を図り、仮設トイレの設置、し尿収集車による収集を行う。

(3) し尿の処理

町は、仮設トイレの設置を事業者に要請する。町では確保できない場合は、県に要請する。

また、し尿の汲み取りを許可業者に要請する。し尿は、北上地区広域行政組合の処理施

設に運搬して処理する。

3 障害物の除去

(1) 処理方法

町は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の資機材の活用や、にしわが建設会に要請して障害物を除去する。

ア 住居関係障害物の除去

町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。対象者は災害救助法の規定に基づき、次のとおりとする。

〈住宅関係障害物の除去の対象者〉

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

イ 道路関係障害物の除去

町は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、他の道路管理者と連携、協力して障害物を除去する。

ウ 河川関係障害物の除去

町は、管理する河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 応援の要請

町は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、県に応援を要請する。

〈県への要請事項〉

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ア 障害物除去に必要な職種及び人員 | イ 障害物除去用資機材の種類・数量 |
| ウ 応援を要する期間 | エ 障害物除去地域、区間 |
| オ その他参考事項 | |

(3) 障害物の臨時集積場所の確保

町は、公有地から除去した障害物を集積する場所を選定する。公有地を選定できないときは、私有地を選定し、所有者との調整を行う。

町は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(4) 除去後の障害物の処理

町等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、臨時集積場所、その他の場所に集積する。

また、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条の定めるところにより、保管その他の措置を講じる。

4 建築物等の解体撤去

(1) 建築物の解体撤去

建築物の解体撤去は、原則として所有者が行う。

町は、住家の解体撤去にあたり、解体事業者のあっせん等の便宜を図る。

(2) 石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、国、県及び町と事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬

【基本方針】

- 1 町は、各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

【担当】

町	町民班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、(一社)北上医師会、北上歯科医師会

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

町は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、北上警察署に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県に報告する。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県に連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県に連絡する。

〈手配の報告事項〉

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等 |
| イ | 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数 |

(2) 搜索の実施

町は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の收容を行う。

また、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

(3) 行方不明者の発見時の措置

搜索班員、警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(4) 遺体の発見時の措置

搜索班員、警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。

その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(5) 検視・死体調査の実施

警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視・死体調査を行う。多数の遺体が発見され、現地での検視・死体調査が困難である場合は、町に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視・死体調査を行う。

この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ北上歯科医師会の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容

遺体の収容は、捜索班が行う。

(2) 遺体収容所の設置

町は、多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、必要な収容スペース等を勘案し、公共施設等に遺体収容所を設置する。

3 遺体の処理

町は、西和賀さわうち病院の医師、看護師等により遺体処理班を編成し、検案、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。遺体処理班が不足する場合は、(一社)北上医師会に要請する。

遺体処理用資機材は、西和賀さわうち病院の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、調達する。町で調達ができない場合は、県に調達又はあっせんを要請する。

遺体の検視・死体調査、検案、処理が終了した遺体は、家族に引き渡す。

4 遺体の埋葬

(1) 埋葬用品等の確保

町は、棺等の埋葬用品等の調達を葬祭事業者に要請する。町で調達ができない場合は、県に調達又はあっせんを要請する。

(2) 遺体の埋葬

遺体の火葬は、にしわが斎苑で行うが、火葬ができない場合は、県に広域火葬を要請する。

家族が火葬場までの搬送ができない場合は、町が関係機関の協力を得て、搬送手段を確保する。

第22節 応急対策要員の確保

【基本方針】

- 1 町は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	

1 要員の確保

町は、職員、応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき、応援職員等による支援を待つ余裕がないときは、要員を確保する。

要員の確保は、次の事項を明示して、岩手労働局に申込む。

〈要員の確保の申込み事項〉

ア 目的	イ 作業内容	ウ 必要技能及びその人員
エ 期間	オ 就労場所	カ その他参考事項

なお、要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

2 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業 以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第7条
		協力命令	災害救助法第8条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従業者 ク 自動車運送業者及びその従業者 ケ 船舶運送業者及びその従事者 コ 港湾運送業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長 県本部長 指定（地方） 行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第 81 条第 1 項 災害救助法第 7 条第 4 項 において準用する同法第 5 条第 2 項

(4) 損害賠償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、県に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、町長、警察官その他適当な公務員の証明書

第23節 文教対策

【基本方針】

- 1 町は、災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 町は、災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

【担当】

町	学務班、生涯学習班
防災関係機関	中部教育事務所

1 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

町は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定施設の設定

町は、学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、応急教育の場所を確保する。

(3) 他の施設利用の場合の手続き

町は、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

〈他の施設利用の場合の手続き〉

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町災害対策本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	① 町本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 ② 地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんに要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長に対しあっせんに要請する。 ③ 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんに要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させ

	<p>るよう指示する。</p> <p>③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。</p>
--	---

2 教職員の確保

町は、災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により確保する。

- ア 校長は、本部長に対して教職員の派遣を要請する。
 - イ 本部長は、県に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。
 - ウ 本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。
- 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

〈教職員の派遣要請事項〉

ア 派遣を求める学校名	イ 授業予定場所	ウ 教科別派遣要請人員
エ 派遣要請予定期間	オ その他必要な事項	

3 学用品等の給与

町は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。学用品等の給与が困難である場合は、県に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町間の通常の方法による。

4 授業料等の減免、育英資金の貸与

町は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

県は、校長を通じて、生徒の被災状況を調査の上、授業料が納入困難な者に対し、授業料の納入を減免する。

被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請にあたっては、罹災証明書を添付する。

5 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町及び校長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- イ 町は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
- ウ 学校が指定避難所として使用され、給食施設が避難者用炊き出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

県は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、(公財) 県学校給食会及び給食実施者に対し、これらの処分方法について指示する。町及び校長は、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

6 学校保健安全対策

町及び校長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は地方支部に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県に報告する。

ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 文化財の対策

町は、指定文化財の被害を調査し、県に報告する。

第24節 農畜産物応急対策

【基本方針】

- 1 町は、被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 町は、家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

【担当】

町	農業振興班
防災関係機関	県南家畜保健衛生所、花巻農業協同組合、花巻農林振興センター、中央農業改良普及センター、岩手県農業共済組合

1 防除対策

(1) 防除の実施

町は、次の事項を定め、防除措置を講じる。

また、県地方支部農林班長を通じ、県からの防除に関する必要な指示、指導に従う。

〈防除で定める事項〉

ア	防除時期
イ	防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
ウ	防除体制（人員、車両等の動員、配置）

町は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

〈班編成〉

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

町は、JA等と協力して必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。町で確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

〈県への要請事項〉

ア	資機材の種類別数量	イ	送付先
ウ	調達希望日時（期間）	エ	その他参考事項

2 畜産対策

県地方支部農林班は、関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

(1) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

県地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- ア 家畜の診療は、町が実施するが、それが困難な場合は、県地方支部農林班長に応援を要請する。
- イ 要請を受けた県地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。
- ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
- エ 応急診療の範囲は、①診療、②薬剤又は治療用資器材の支給、③治療等の処置である。

県地方支部農林班長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたる。

県地方支部農林班長は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

県地方支部農林班長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。

(3) 家畜の防疫

県地方支部は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により、家畜の防疫を実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

- ① 県地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、県地方支部農林班の手持品を使用する。
ただし、手持品が不足するときは、県本部長に報告し、県本部を通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

- ① 県地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 県本部長は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

ウ その他の防疫措置

県地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

町は、県地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

町は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、県地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

〈飼料等の要請事項〉

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ア 要請する飼料の種類及び数量 | イ 納品又は引継の場所及び時期 |
| ウ その他必要事項 | |

(6) 青刈飼料等の対策

町は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

- ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
- ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、県地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

町は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第25節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策

【基本方針】

- 1 公共土木施設の管理者は、公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。
- 2 東日本旅客鉄道（株）は、乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

【担当】

町	建設班、農業振興班、林業振興班
防災関係機関	北上土木センター、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社、にしがわ建設会

1 公共土木施設

(1) 被害状況の把握及び連絡

公共土木施設の管理者は、被害の発生状況を把握し、県その他防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 二次災害の防止

公共土木施設の管理者は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

町及び県は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出」に定める避難指示等の発令の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

公共土木施設の管理者は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じるとともに、関係業者、団体等の協力を得る。

町は、にしがわ建設会に協力を要請する。

2 鉄道施設

(1) 活動体制

東日本旅客鉄道（株）は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

また、状況に応じて営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

駅長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送にあたっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

第26節 ライフライン施設応急対策

【基本方針】

- 1 電力、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 町は、保有する航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

【担当】

町	上下水道班
防災関係機関	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワーク（株）岩手支社、LPガス販売業者、東日本電信電話（株）岩手支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、西和賀町上下水道災害安全協会の

1 電力施設

電気事業者は、次の応急対策を実施する。

（1）防災活動体制

大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

（2）応急対策

ア 危険予防措置の実施

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

- ① 送電を継続することが危険と認められるとき
- ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき

イ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施にあたっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

- ①災害応急対策実施機関、②医療施設、③社会福祉施設、④指定避難所

（3）復旧対策

電力施設の復旧にあたっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から実施する。

(4) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

また、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

2 ガス施設

LPガス販売事業者は、各住宅等に設置したLPガスの被害情報を収集する。

LPガス設備に被害が発生した場合は、LPガス設備の復旧、ガスボンベ等の回収等を行い、危険な状況やボンベの流失等が確認された場合は、町本部、消防、警察に連絡する。

多数のLPガス設備に被害がある場合は、LPガス協会の必要な指示のもと復旧を行う。

3 水道施設

(1) 給水対策本部の設置

町は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(2) 県への報告

町は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達」に定めるところにより、県に報告する。

(3) 応急対策

町は、水道施設の応急対策を次のとおり実施する。

ア 復旧対策用資機材の確保

復旧対策に必要な管、弁の材料が不足した場合は、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。必要な材料を調達できない場合は、地方支部を通じて、県に応援を要請する。

イ 施設の点検

次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ① 取水、導水、浄水施設等の被害調査は、施設ごとに実施する。
- ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・主要送配水管路
 - ・貯水槽及びこれに至る管路
 - ・河川、鉄道等の横断箇所
 - ・都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合は、施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、

必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所は、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

また、管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

ウ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、西和賀さわうち病院や冷却水を要する変電所等を優先して実施する。

4 下水道施設

(1) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

イ 応急措置

ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(2) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場で停電が発生した場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

5 電気通信施設

電気通信事業者は、次の災害対策を実施する。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、県その他防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

また、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- ① 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
- ② 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- ③ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- ④ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(3) 復旧対策

被災した電気通信施設の復旧は、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

- ① 応急復旧工事
 - ・電気通信設備等を応急的に復旧する工事
 - ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事
- ② 原状回復工事
 - ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- ③ 本復旧工事

- ・被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

(4) 災害広報

通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

第27節 危険物施設等応急対策

【基本方針】

- 1 危険物施設等の管理者は、火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 町は、自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、県

1 石油類等危険物

(1) 危険物施設の対策

危険物施設責任者は、次の対策を実施する。

ア 被害状況の把握と連絡

災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

防災要員を確保できるよう、あらかじめ、自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講じる。

ウ 応急措置

災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町及び消防署の対策

町及び消防署は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動」の定めるところにより対処する。

2 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物保管施設の対策

毒物・劇物保管施設責任者は、次の対策を実施する。

ア 被害状況の把握と連絡

災害発生後、直ちに、町本部、保健所、警察署又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町及び消防署の対策

町及び消防署は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動」の定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

また、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難指示等の措置を行う。

第28節 林野火災応急対策

【基本方針】

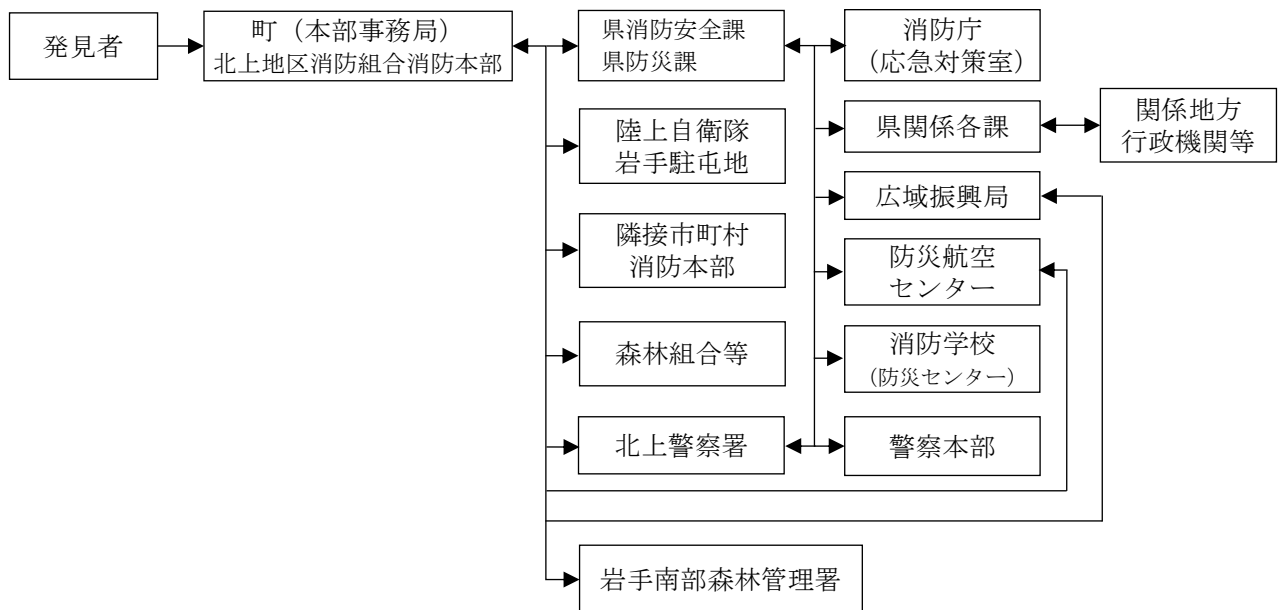
- 1 町及び北上地区消防組合消防本部は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 北上地区消防組合消防本部は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 3 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部

1 通報連絡体制

林野火災発生時の各防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 町の対策

(1) 消防の出動

本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防長及び消防団長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(2) 警戒区域の設定

本部長は、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 応援要請

本部長又は消防長は、北上地区消防組合消防本部が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合は、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村への応援要請、県に対する消防部隊の応援要請を行う。また、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

〈本部長と消防長の権限〉

本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・非常備消防の要請 ・緊急消防援助隊の要請に関する県知事への連絡 ・自衛隊の災害派遣要請に関する県知事への要求
消防長	常備消防（県内・横手市消防本部）の応援要請

(4) ヘリコプターの応援要請

本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合は、空中消火を実施するため、県に対して、防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

町は、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

(5) 避難の指示等

本部長は、住民に危険がある場合は、消防長と連携して、危険区域の住民に避難指示を発令する。

3 消防機関の対策

(1) 応急活動体制の確立

消防長は、本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員に対する出動準備命令

イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

エ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防長に報告する。

消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

消防長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に

防止する。

ア 現地指揮本部

- ① 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ② 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- ③ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ④ 消防署長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

イ 合同現地指揮本部

林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、消防長が協議して決定する。

現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ウ 留意事項

- ① 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- ③ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- ④ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- ⑥ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策

消防職員・団員は、本部長から避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

避難行動要支援者等の避難誘導にあたっては、社会福祉施設、自主防災組織、行政区等のコミュニティ組織等と連携を図る。

(5) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第29節 防災ヘリコプター等の活用

【基本方針】

- 1 町は、災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部

1 防災ヘリコプターの活動

(1) 活動体制

防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市町村本部長又は消防の一部事務組合の管理者若しくは広域連合長（以下「市町村本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市町村本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

(2) 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

〈防災ヘリコプターの活動要件〉

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

(3) 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

〈防災ヘリコプターの活動内容〉

災害応急 対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集
	イ 救援物資、人員等の搬送
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
	エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野火災における空中消火
	イ 偵察、情報収集
	ウ 消防隊員、資機材等の搬送
	エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 防災ヘリコプターの要請

(1) 要請方法

本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。

〈要請方法〉

要請事項	ア 災害の種別 イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ 災害発生現場の気象状況 エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 カ 応援に要する資機材の品目及び数量 キ その他必要な事項
要請先	県消防安全課（岩手県防災航空センター） 電話 0198（26）5251 F A X 0198（26）5256

(2) 受入体制

町は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

〈受入体制〉

ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項
--

第30節 竜巻対策

【基本方針】

- 1 町は、竜巻等の激しい突風による人的被害等を防止するため、竜巻発生等の情報を収集し、住民に注意を喚起する。

【担当】

町	本部事務局、企画班、町民班、(各班)
防災関係機関	盛岡地方気象台

1 竜巻情報の収集・周知

(1) 竜巻情報の収集

町は、気象台から雷注意報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

〈竜巻に関する情報〉

情報の種類	説明
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後(10～60分先)までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供される。

(2) 竜巻情報の周知

町は、竜巻に関する情報を入手した場合は、住民にIP告知サービス等により、堅牢な建物への一時退避等の注意を喚起する。

また、保育所、小中学校等に情報を提供し、校舎等への退避を促す。

2 竜巻等の突風被害への対応

町は、竜巻等の突風により被害が発生した場合は、次の対応をとる。

- ア 被害調査
- イ 指定避難所の開設及び被災者の受入れ
- ウ 被災者への物資等の供給

エ 被災地の障害物の除去、清掃
なお、対応の詳細は、本章の各節を準用する。

第3 1 節 雪害対策

【基本方針】

- 1 町は、道路への積雪や雪崩等により地区が孤立した場合は、自衛隊等による除雪や防災ヘリコプター等による物資、傷病者の輸送等を要請し、孤立の解消に努める。
- 2 町は、積雪により道路上で移動困難な車両が発生した場合は、車両の移動等の必要な対策を実施する。
- 3 雪害対策における本部組織、本部設置基準、所掌事務等は、別に定める西和賀町雪害本部設置要綱によるものとする。

【担当】

町	本部事務局、建設班、(必要に応じて各班)
防災関係機関	北上土木センター、東日本高速道路(株)東北支社、にしわが建設会

1 孤立への対応

道路への積雪や雪崩等により地区が孤立した場合は、次の対応を実施する。

(1) 孤立情報の収集

町は、住民、除雪事業者等からの情報により道路の積雪により孤立した地区の情報を収集する。

また、孤立した地区の住民との電話連絡等により、食料等の生活支障、住民の健康状態等を把握する。

(2) 緊急除雪

町は、町の除雪体制のみでは道路の除雪が困難な場合は、県等の関係機関の協力及び自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(3) 救助

町は、孤立地区で食料、燃料、医薬品等が不足している場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

また、継続的な医療が必要な傷病者や介護支援等が必要な要配慮者を救助し、西和賀さわうち病院、社会福祉施設等への受入れを行う。

2 道路交通の支障

道路管理者は、道路上の積雪のため車両が立ち往生している場合は、災害対策基本法に基づいて車両の移動を実施する。

町は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の移動に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者及び関係機関と相互に連携し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難等の支援を行う。

第32節 火山噴火対策

【基本方針】

- 1 町は、近隣の火山が噴火した場合、降灰情報を収集し、健康被害への注意喚起、降灰への対応等の被害軽減を図る。

【担当】

町	本部事務局、企画班、建設班、農業振興班、林業振興班、町民班
防災関係機関	盛岡地方気象台

1 火山情報の収集・周知

(1) 火山情報の収集

町は、町域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する噴火警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

〈火山に関する情報〉

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。</p> <p>なお、噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。</p>
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。</p> <p>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>なお、速報は以下のような場合に発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^{※1} ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>^{※1}噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p>

火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について解説するため、随時及び定期的に公表する資料。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや噴火に関する情報（噴火の発生時刻や噴煙高度等）を噴火後直ちにお知らせするために発表される。
降灰予報	<p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報が発表される。</p> <p>ア 降灰予報（定時） 噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表</p> <p>イ 降灰予報（速報） 噴火発生後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表</p> <p>ウ 降灰予報（詳細） 噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火20～30分程度で発表 降灰量は、降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>

(2) 火山情報の周知

町は、町域に影響のある火山情報を入手した場合は、住民にIP告知サービス等により、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

2 降灰対策

(1) 降灰調査

町は、降灰についての住民通報、公共施設等で降灰が確認された場合は、その状況を把握する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

(2) 交通対策

町その他道路管理者及び警察署は、降灰による事故の発生を防ぐため、必要に応じて、交通規制や散水、除灰等を実施する。

(3) 農作物等への対策

町は、農業関係団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第33節 交通災害対策

【基本方針】

- 1 町は、列車、航空機、重大な自動車事故等が発生した場合は、救助活動等への支援を行う。

【担当】

町	本部事務局、(必要に応じて各班)
防災関係機関	北上警察署、北上地区消防組合消防本部

1 情報収集

町は、交通災害の発生の情報を入手した場合は、北上地区消防組合消防本部、北上警察署と情報を交換するとともに、現地に職員を派遣し状況を確認する。

2 救助活動

北上地区消防組合消防本部は、救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。

3 活動支援

町は、必要に応じて、次の支援を行う。

(1) 遺体収容所の設置

多数の遺体を収容する必要がある場合は、遺体収容所を提供する。

(2) 現地災害対策本部の設置

防災関係機関が現地災害対策本部を設置する場合は、庁舎会議室や公共施設を提供する。

(3) 資機材等の支援

町が所有する救助資機材、車両等を支援する。

また、必要に応じて、対策要員への飲料水の供給、炊き出しによる食料供給を行う。

(4) 被災者への支援

被災者の一時待機のために公共施設を提供し収容する。必要に応じて、食料、飲料水、毛布等を供給する。

被災者家族等が多数、集合した場合は、待機場所として公共施設を提供する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

【基本方針】

- 1 被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

【担当】

町	各班
防災関係機関	

1 災害復旧事業計画

町等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- オ 事業の実施にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
- カ 事業の実施にあたっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。

〈公共施設等の災害復旧事業〉

- | |
|----------------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| イ 砂防設備災害復旧事業計画 |
| ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 |
| カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| (3) 都市施設災害復旧事業計画 |
| (4) 上水道施設災害復旧事業計画 |
| (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| (6) 公立学校施設災害復旧事業計画 |

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (7) 公営住宅災害復旧事業計画 (8) 公立医療施設災害復旧事業計画 (9) その他の災害復旧事業計画 |
|--|

2 激甚災害の指定

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県に報告する。

また、県が実施する調査等に協力する。

3 緊急災害査定の促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

4 緊急融資等の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。

災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 海岸法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達） (11) 生活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 身体障害者福祉法 (14) 知的障害者福祉法 |
|---|

- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 水道法
- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

(3) 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保

【基本方針】

- 1 町は、被災した住民が、速やかに再起できるよう、生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

【担当】

町	税務会計班、町民班、建設班、農業振興班、林業振興班、観光商工班
防災関係機関	県、北上公共職業安定所、日本郵便（株）

1 被災者の生活確保

（1）生活相談

町は、様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、庁舎に相談窓口を設置する。

（2）被災者台帳の作成

町は、被災者への支援を漏れなく行うために、岩手県被災者台帳システムを活用して、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成し、全庁的に共有を図る。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

（3）住家の被害調査

町は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。

調査は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なしに区分する。認定調査の調査員が必要な場合は、県を通じて要請する。

火災により焼失した家屋等は、北上地区消防組合消防本部が焼損状況の調査を行う。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

（4）罹災証明等の交付

ア 罹災証明

町は、岩手県被災者台帳システムを活用して、被災者の罹災証明発行申請に対し、罹災台帳で確認の上、罹災証明を交付する。

また、火災証明は、庁舎で発行できるよう消防署と調整するものとする。

イ 被災届出証明

町は、災害により居住する住家以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことについて、被災者の届出に基づき被災届出証明を交付する。

(5) 災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けを行う。

県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

(6) 被災者生活再建支援制度の活用

町及び県は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用を行う。

被災者生活再建支援制度は、県が実施主体となり、町が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施を行う。

〈被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害〉

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村

ウ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

〈支援金の対象〉

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯

帯（大規模半壊世帯）
 オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

〈支援金の支給〉

（複数世帯の場合）

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25

（単数世帯の場合）

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

（7）住宅資金等の貸付

町は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

また、住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、相談・指導等を実施する。

（8）住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

町及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

(9) 職業のあっせん

北上公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

県は、求人の開拓、職業訓練、職員の相談所への派遣等を行う。

(10) 租税の徴収猶予及び減免等

町が賦課する税目に関して、地方税法及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

国及び県も国税及び県税について同様な措置をとる。

(11) 日本郵便（株）の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便（株）の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策〉

- | |
|--|
| ア 郵便はがき、郵便書簡の交付
イ 第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物の料金免除
ウ 小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 |
|--|

2 中小企業への融資

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。町は、それに協力する。

〈中小企業への融資〉

- | |
|--|
| ア 政府系中小企業金融機関（(株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
キ 町及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置 |
|--|

3 農林漁業関係者への融資

町及び県は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

〈農林漁業関係者への融資〉

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- エ 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- オ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の策定

【基本方針】

- 1 町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

【担当】

町	企画班、各班
防災関係機関	

1 復興方針・計画の作成

(1) 計画作成組織の整備

町は、復興方針及び復興計画のために、学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

(2) 計画作成の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

(3) 復興計画の作成

町は、次の事項に留意して復興計画を作成する。

- ア 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- イ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- ウ 地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- エ 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- オ ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- カ 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

2 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

〈激甚災害に対する財政措置〉

項目	事業名
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	ア 公共土木施設災害復旧事業
	イ 公共土木施設災害関連事業
	ウ 公立学校施設災害復旧事業
	エ 公営住宅等災害復旧事業
	オ 生活保護施設災害復旧事業

	<p>カ 児童福祉施設災害復旧事業 キ 老人福祉施設災害復旧事業 ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ケ 障害者支援施設等災害復旧事業 コ 婦人保護施設災害復旧事業 サ 感染症指定医療機関災害復旧事業 シ 感染症予防事業 ス 医療施設等災害復旧事業 セ 堆積土砂排除事業 ① 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 ② 都市街区域内のその他の堆積土砂排除事業 ソ 湛水排除事業</p>
農林水産業に関する特別の助成	<p>ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 キ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ク 森林災害復旧事業に対する補助</p>
中小企業に関する特別の助成	<p>ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
その他の特別の財政援助及び助成	<p>ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 オ 水防資材費の補助の特例 カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

3 災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

